



事業者団体における独占禁止法コンプライアンス に関する取組状況について

平成28年12月

公正取引委員会

第1 調査の趣旨等	1
1 調査の趣旨	1
2 本報告書が取り扱う領域	1
3 調査方法	2
(1) アンケート調査	2
(2) ヒアリング調査	4
第2 調査結果	5
1 団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組	5
(1) 独占禁止法コンプライアンスの取組全般	5
(2) 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント	7
(3) 法務・コンプライアンス担当部署等の設置	9
(4) 下部組織との連携	12
(5) 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定	15
(6) 独占禁止法研修の実施	18
(7) 法務相談体制の整備	21
(8) 懲戒ルールの整備	22
(9) 独占禁止法監査の実施	24
(10) 内部通報制度の整備	26
(11) 小括	27
2 団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組	28
(1) 会合の運営	28
(2) 統計業務	30
(3) 自主規制等、自主認証・認定等	35
(4) 経営指導	41
(5) 共同事業	44
(6) 小括	47
3 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組	48
(1) 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援	48
(2) 構成事業者向け独占禁止法研修の実施	49
(3) 構成事業者向け法務相談体制の整備	50
(4) 独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援の取組	51
(5) 小括	52
4 独占禁止法コンプライアンスを推進する意義・課題	52
(1) 独占禁止法コンプライアンスを推進する意義	52
(2) 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題	53

5 事業者団体のシェア別、業種別及び団体事務局員数別の分析（クロス集計）	55
(1) シェア別の分析	55
(2) 業種別の分析	57
(3) 事務局の規模別の分析	60
第3 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの推進に向けて	63
1 独占禁止法コンプライアンスに対する意識	63
2 独占禁止法コンプライアンスの課題と意義	63
3 事業者団体における独占禁止法コンプライアンス推進のための3ステップ	64
4 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例	65
(1) 団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例	65
(2) 事業者団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組例	70
(3) 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組例	75
第4 調査結果の総括と公正取引委員会としての今後の対応	77

第1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

事業者団体¹は我が国の多くの業界等において組織され、その活動は、会員に対する指導、教育、情報提供等の活動や、行政庁等に対する要望、意見表明、社会公共への協力等の経済社会の発展のための種々の有用な役割を果たしている。

他方、これら事業者団体の活動は、その内容によっては、構成事業者の事業活動を拘束し、公正かつ自由な競争を制限するおそれがあり、過去においても事業者団体による独占禁止法違反事件が数多く見受けられたことなどから、公正取引委員会では、事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止を図り、その適正な活動に役立てるため、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」²（以下「事業者団体ガイドライン」という。参考資料1）等のガイドラインを作成・公表している。また、事業者団体等から寄せられる具体的な活動についての相談に対応し、うち相談者以外にも参考となると思われる相談の概要を、主要な相談事例³として取りまとめ、毎年公表している（参考資料2）。

しかしながら、直近10年間に公正取引委員会が事業者団体に対して排除措置命令又は警告を行った事件は29件（参考資料3）と依然として数多く存在するとともに、事業者による価格カルテル事件において、事業者団体の会合の場が利用されるなどの事例もみられるところである。

このような現状を踏まえ、今般、公正取引委員会は、事業者団体を対象に、独占禁止法に関するコンプライアンス（以下「独占禁止法コンプライアンス」という。）の取組について現状を把握し、課題を明らかにすることにより、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの強化に資することを目的として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

2 本報告書が取り扱う領域

一般的に事業者団体は、事業者団体の運営主体である事務局（団体役職員⁴）と活動に参加して共通の利益を増進し享受する構成事業者により組織されていることから、事業者団体が独占禁止法違反を行わない又は事件に巻き込まれないためには、事業者団体自らと構成事業者たる企業の双方において独占禁止法コンプライアンスの取組が行われることが求められる。

また、独占禁止法コンプライアンスの取組内容について、研修の実施やコンプライアンスマニュアルの策定といった一般的な独占禁止法コンプライアンスを維持・推進するための取組と、事業者団体ガイドラインにおいて留意事項等を示している統計業務（情報活動）や共同事業などの、事業者団体固有の具体的な活動に関する取組の両方について行われることが望まれる。

¹ 事業者団体とは、独占禁止法第2条第2項の規定により、「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体」と定義されており、具体的には、〇〇工業会、〇〇協会、〇〇協議会、〇〇組合といった団体や〇〇連合会といったこれら団体の連合体が事業者団体に当たる。

² 「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」については公正取引委員会のウェブサイトに掲載（<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>）

³ 「独占禁止法に関する相談事例集」を公正取引委員会のウェブサイトに掲載（<http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>）

⁴ 事務局を構成する役員及び事務局員のことをいう。

これらを踏まえ、本調査では、事業者団体が取り組むべき独占禁止法コンプライアンスの領域として、「団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組」及び「団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組」と整理するとともに、構成事業者の事業活動を支援するという事業者団体の性格を踏まえ、構成事業者における一般的な独占禁止法コンプライアンスの取組に関し、事業者団体において支援が行われることが望ましいと考えられる独占禁止法コンプライアンスの領域として、「構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組」と整理し、これら3つの領域について調査を行った。

企業における独占禁止法コンプライアンスの取組については、公正取引委員会は、これまで、公正かつ自由な競争を促進するためには、その推進が重要であるとの観点から、東証一部上場企業等の独占禁止法等に関するコンプライアンスの取組状況について調査し、独占禁止法等に関するコンプライアンスの実効性を高めるための様々な方策について、企業への提言を行うなどの取組を行ってきている。平成24年11月には、企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況を取りまとめた報告書「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について⁵」（以下「平成24年企業調査」という。）を公表しているところ、本報告書においては、比較可能な設問において、参考として平成24年企業調査の結果を併記した。

3 調査方法

(1) アンケート調査

ア 調査対象

主として同じ業種に属する事業者により構成される事業者団体の中から、業種の限定を行わずに選定した1,041団体を対象にアンケート調査票を送付し、696団体から回答を得た（回収率66.9%）。アンケート結果を取りまとめるに当たっては、回答誤りを取り除く等の所要の処理を行った。

イ 調査項目

アンケート調査票（参考資料4）のとおり。

⁵ 東証一部上場企業1,681社を対象としたアンケート調査。回収率52.3%。報告書については公正取引委員会のウェブサイトに掲載（<http://www.jftc.go.jp/dk/konpura.html>）

ウ 回答事業者団体の概要⁶

〈役員数別〉

	団体数	割合(%)
10人未満	106	20.0
10人以上20人未満	180	33.9
20人以上30人未満	135	25.4
30人以上40人未満	59	11.1
40人以上50人未満	29	5.5
50人以上	22	4.1
有効回答数	531	100%

〈常勤役員数別〉

	団体数	割合(%)
0人	114	21.4
1人	290	54.4
2人	79	14.8
3人	21	3.9
4人以上10人未満	22	4.1
10人以上	7	1.3
有効回答数	533	100%

〈事務局員数別〉

	団体数	割合(%)
10人未満	410	76.6
10人以上20人未満	62	11.6
20人以上30人未満	25	4.7
30人以上40人未満	12	2.2
40人以上50人未満	5	0.9
50人以上	21	3.9
有効回答数	535	100%

〈構成事業者数別〉

	団体数	割合(%)
1社以上4社未満	15	2.9
4社以上10社未満	48	9.1
10社以上20社未満	64	12.2
20社以上30社未満	42	8.0
30社以上100社未満	165	31.4
100社以上300社未満	102	19.4
300社以上	90	17.1
有効回答数	526	100%

〈業界全体の事業者数に占める割合別〉

	団体数	割合(%)
50%未満	131	25.7
50%以上75%未満	55	10.8
75%以上90%未満	54	10.6
90%以上95%未満	15	2.9
95%以上100%未満	38	7.5
100%	32	6.3
不明	184	36.1
有効回答数	509	100%

〈業界全体の売上高等に占める割合別〉

	団体数	割合(%)
50%未満	73	14.7
50%以上75%未満	44	8.9
75%以上90%未満	55	11.1
90%以上95%未満	40	8.0
95%以上100%未満	42	8.5
100%	17	3.4
不明	226	45.5
有効回答数	497	100%

〈構成事業者の資本金等の額別⁷⁾

	団体数	割合(%)
1000万円以下	244	66.7
1000万円超5000万円以下	281	76.8
5000万円超1億円未以下	271	74.0
1億円超3億円以下	243	66.4
3億円超10億円以下	237	64.8
10億円超50億円以下	241	65.8
50億円超100億円以下	184	50.3
100億円超	220	60.1
不明	160	-
有効回答数	366	-

⁶ 表中の割合(%)については、小数第2位以下を四捨五入しているため、各項目の和が100%になるとは限らない。

⁷ 構成事業者に各資本金等の額の区分に属する事業者が一社(者)でもあれば団体数を「1」としてカウントしており、割合は有効回答数366を100とした場合の百分比を示している。

〈業種別〉

	団体数	割合(%)
農業、林業	8	1.5
漁業	5	1.0
鉱業、碎石業、砂利採取業	4	0.8
建設業	29	5.6
製造業	286	54.8
電気・ガス・熱供給・水道業	9	1.7
情報通信業	7	1.3
運輸業、郵便業	16	3.1
卸売業、小売業	59	11.3
金融業、保険業	15	2.9
不動産業、物品販賣業	4	0.8
学術研究、専門・技術サービス業	14	2.7
宿泊業、飲食サービス業	2	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	4	0.8
教育、学習支援業	4	0.8
医療、福祉	3	0.6
複合サービス事業	2	0.4
サービス業	26	5.0
公務	1	0.2
分類不能の産業	24	4.6
有効回答数	522	100%

〈構成事業者となるための要件⁸⁾〉

	団体数	割合(%)
団体の趣旨に賛同するものであることが必要	412	80.2
構成事業者の推薦が必要	152	29.6
他の構成事業者の一定数又は全ての者の同意が必要	203	39.5
社会的信用が必要	119	23.2
行政庁の許認可、免許又は行政庁への登録、届出が必要	92	17.9
国内での営業経験、国内での製造設備が必要	139	27.0
日本法人であることが必要	124	24.1
一定の事業経験が必要	80	15.6
一定の事業規模が必要	18	3.5
特になし	8	1.6
その他	90	17.5
有効回答数	514	-

(2) ヒアリング調査

アンケート調査の記述式回答において興味深い取組例を回答した事業者団体102団体を抽出して、電話又は面談の方法によりヒアリング調査を実施した。

⁸⁾ 構成事業者となるための要件については、アンケート調査票の設問において複数回答が可能となっており（参考資料4「2 貴団体の概要等 ク」参照）、割合は有効回答数514を100とした場合の百分比を示している。

第2 調査結果

1 団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組

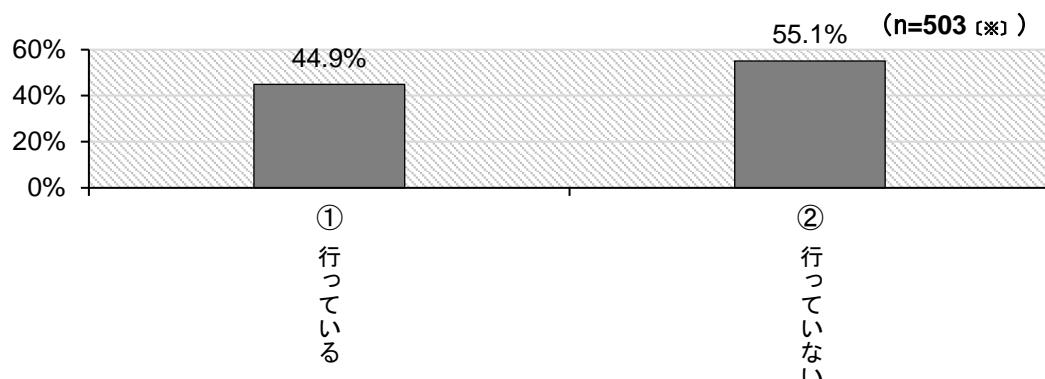
(1) 独占禁止法コンプライアンスの取組全般

アンケート調査において、独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っているかについて尋ねたところ、「①行っている。」と回答した事業者団体は、44.9%であり、取組を行っている事業者団体は半数に満たない状況であった。

問1 独占禁止法コンプライアンスの取組全般

貴団体は、独占禁止法に関するコンプライアンス（以下「独占禁止法コンプライアンス」という。）について、何らかの取組を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。



※ 「n」は各設問における有効回答数⁹である。以下同じ。

また、独占禁止法コンプライアンスについて何らかの取組を行っていると回答した事業者団体に対し、取組を行った契機について尋ねたところ、「①構成事業者から要望があったため」との回答が54.9%と最も多かった。

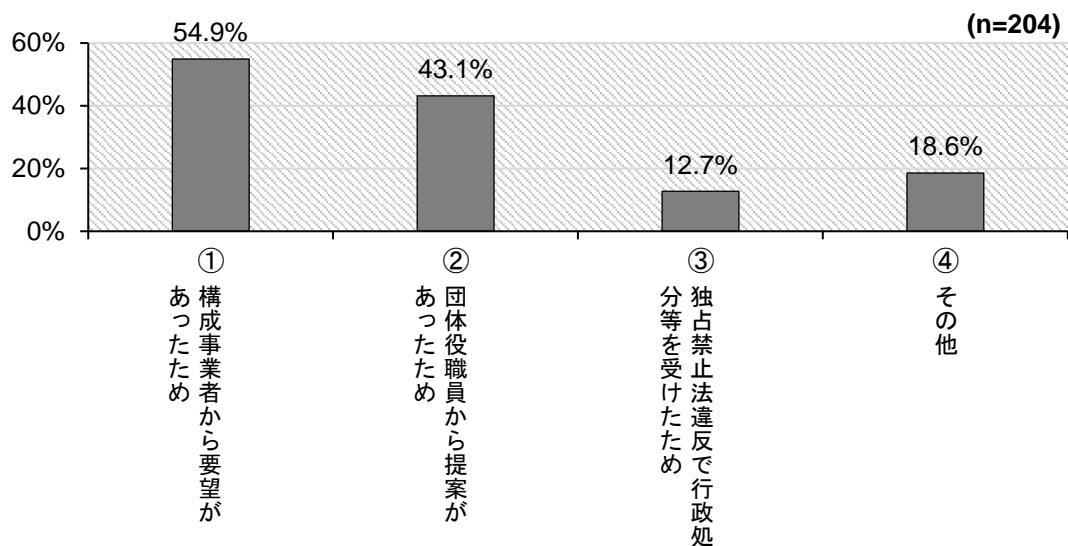
「④その他」としては、「官公庁が公表したコンプライアンス実態調査等においてコンプライアンスに取り組むよう指摘がなされていたため」という回答がみられた。

問1-2

問1で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が取組を行った契機について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 構成事業者から要望があったため
- ② 団体役職員から提案があったため
- ③ 独占禁止法違反で行政処分等を受けたため（構成事業者が受けた場合も含む。）
- ④ その他（具体的に記載してください。）

⁹ 集計結果の中にはアンケート調査票の回答母数が少なかった設問もあり、必ずしも一般的な傾向を示しているとはいえないものもある。

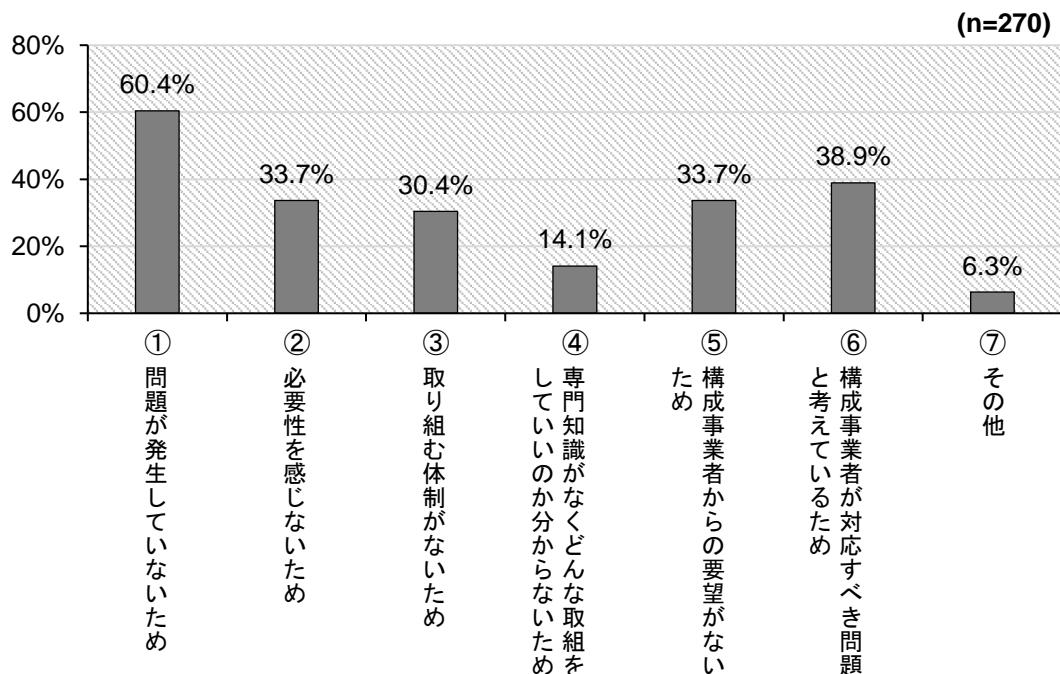


他方、取組を行っていないと回答した事業者団体に対し、その理由について尋ねたところ、「①問題が発生していないため」との回答が 60.4 %で最も多く、「⑥構成事業者が対応すべき問題と考えているため」(38.9 %)、「②必要性を感じないため」及び「⑤構成事業者からの要望がないため」(33.7 %)と続いた。

問1－3

問1で選択肢②を選択した方にお伺いします。貴団体が取組を行っていない理由について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 問題が発生していないため
- ② 必要性を感じないため
- ③ 取り組む体制（予算、人員等）がないため
- ④ 専門知識がなくどんな取組をしていいのか分からないため
- ⑤ 構成事業者からの要望がないため
- ⑥ 構成事業者が対応すべき問題と考えているため
- ⑦ その他（具体的に記載してください。）



(2) 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント

アンケート調査において、事業者団体の代表者による独占禁止法について遵守すべきことを団体役職員に伝えるための取組について尋ねたところ、「①取組を行っていない。」との回答が40.6%と最も多かった。

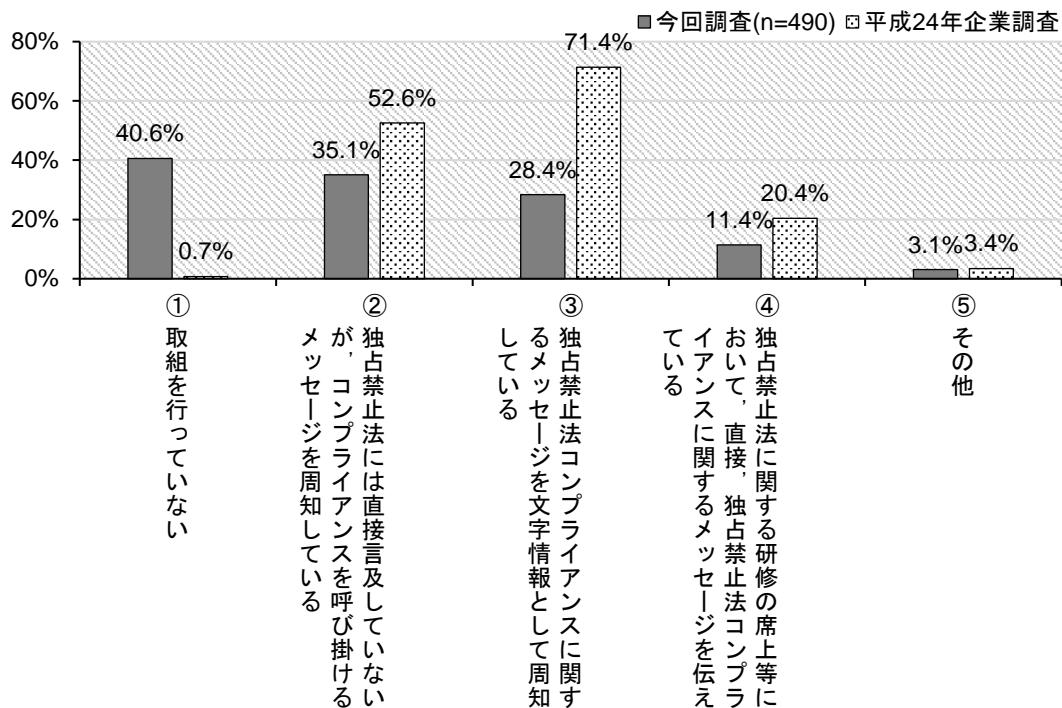
なお、平成24年企業調査における同様の回答は0.7%であり、ほとんど全ての企業において代表者が職員に対して何らかの方法により、コンプライアンスのメッセージを発信している。

また、取組を行っている事業者団体においても、その取組方法としては、「②独占禁止法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを周知している。」との回答が35.1%と最も多く、「④独占禁止法に関する研修の席上等において、直接、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。」と回答した事業者団体は11.4%にとどまっている。

問2 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント

貴団体の代表者は、貴団体自身が独占禁止法について遵守すべきことを伝えるためにどのような取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 取組を行っていない。
- ② 独占禁止法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを周知している。
- ③ 独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを文字情報として周知している（コンプライアンス・マニュアル、刊行物等における記載や、インターネット等における掲示を含む。）。
- ④ 独占禁止法に関する研修の席上等において、直接、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- コンプライアンスが重要であることを明確に、繰り返し周知することが大事であり、代表者（非常勤）が機会のある度に伝えている。また、事務局の代表である常勤役員においても内部ミーティング、研修等の際に同様のメッセージを伝えている。（製造業¹⁰、小規模団体¹¹）
- 代表者から発せられたコンプライアンスに関するメッセージについて、定期的に各職場で読み合わせを行わせることにより、団体役職員の独占禁止法コンプライアンス意識の向上が図られている。（その他、大規模団体）
- 他業界の独占禁止法違反事件を教訓に、当団体では違反を起こさないようコンプライアンスについての代表者のコミットメントの下、団体役職員に対して、代表者宛てにコンプライアンスの誓約書を提出させている。（その他、大規模団体）
- （団体役職員が特に注目する）代表者就任時の挨拶において、代表者がコンプライアンスの取組の重要性について説明をしたところ、団体役職員におけるコンプライアンスの取組姿勢に前向きな変化がみられた。（製造業、大規模団体）

¹⁰ 回答した事業者団体の業種を記載したもの。過去に談合・カルテル等の独占禁止法違反事件が多い「製造業」及び「建設業」、回答数の多い「卸売業・小売業」と「その他」に分類した。

¹¹ 回答した事業者団体の事務局の規模を記載したもの。事業者団体の事務局の規模について、事務局員数が10人未満を「小規模団体」、10人～19人を「中規模団体」、20人以上を「大規模団体」と分類した。

(3) 法務・コンプライアンス担当部署等の設置

アンケート調査において、法務・コンプライアンス担当部署の設置状況について尋ねたところ、「③法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。」との回答が56.2%であり、半数を超える事業者団体が法務・コンプライアンス担当部署を設置していなかつた¹²。

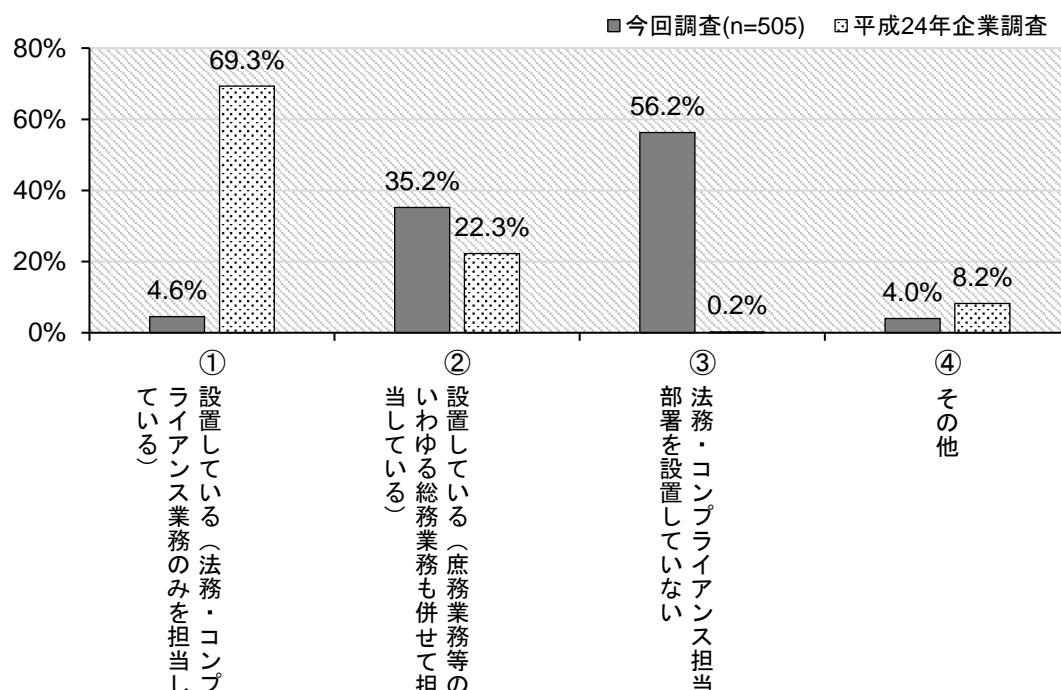
なお、平成24年企業調査における同様の回答は0.2%であり、ほとんど全ての企業において法務・コンプライアンス担当部署は設置されていた。

問3 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況

貴団体は、法務・コンプライアンス担当部署^(注)を設置していますか。一つだけお選びください。

- ① 設置している（法務・コンプライアンス業務のみを担当している。）。
- ② 設置している（庶務業務等のいわゆる総務業務も併せて担当している。）。
- ③ 法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。
- ④ その他（担当部署名及びその部署の性格について具体的に記載してください。）

(注) 「法務・コンプライアンス担当部署」とは、名称にかかわらず、職員が法令違反等に関与することを防止するための業務（法令違反等を把握するための取組や実際に問題が生じた場合の対処を含みます。）を行っている部署をいいます。いわゆる法務担当部署やコンプライアンス担当部署が存在しない場合でも、例えば総務担当部署がその役割を担っている場合は、当該総務担当部署がこれに該当します。



¹² この結果については、平成24年企業調査が対象とした東証一部上場企業に比較して、事業者団体においては事務局員数が10名にも満たないものが大部分を占めており、体制面でやむを得ないところがあることも大きな原因になっていると推測される。

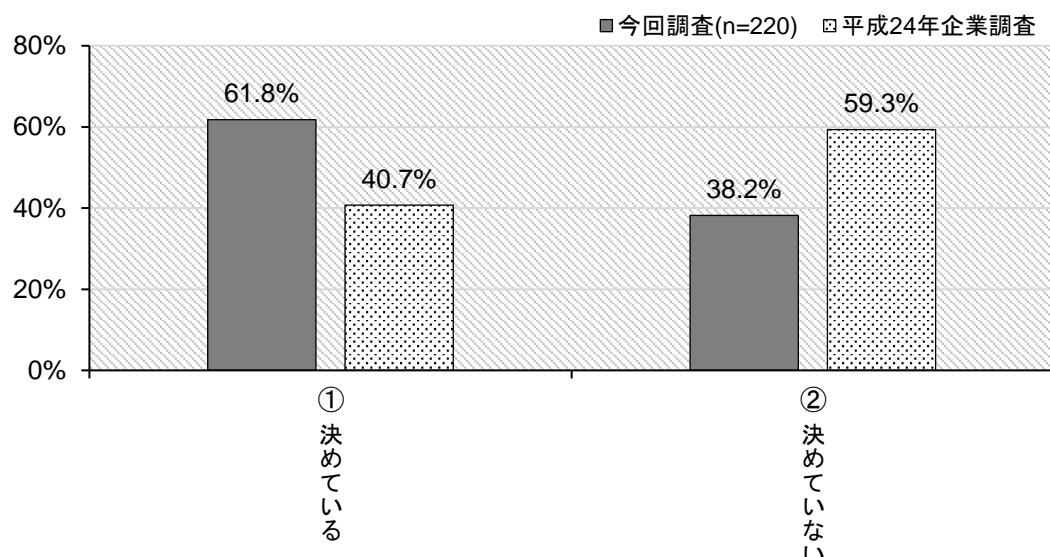
また、法務・コンプライアンス担当部署を設置していると回答した事業者団体に対し、独占禁止法に関する担当者（兼務を含む。）を決めているかについて尋ねたところ、独占禁止法に関する担当者を「①決めている。」と回答した事業者団体は 61.8 % であった。

なお、平成 24 年企業調査における同様の回答は 40.7 % であった。

問 3-2

問 3 で選択肢①、②及び④のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体では、法務・コンプライアンス担当部署において、独占禁止法に関する担当者（兼務を含む。）を決めていますか。一つだけお選びください。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。



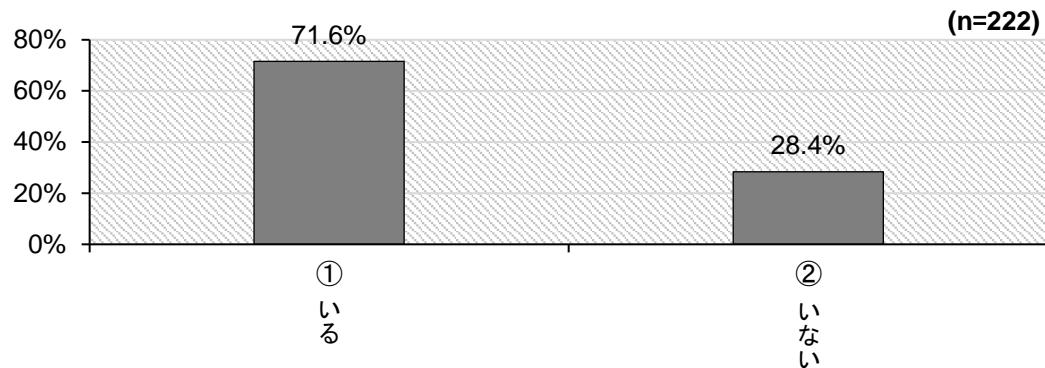
さらに、法務・コンプライアンス担当部署を設置していると回答した事業者団体に対し、独占禁止法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員（専務理事等との兼務を含む。）がいるかについて尋ねたところ、「①いる。」と回答した事業者団体は 71.6 % であった。

問 3-3

貴団体には、独占禁止法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員^(注)（専務理事等との兼務を含む。）はいますか。一つだけお選びください。

- ① いる。
- ② いない。

(注) 役員とは、理事若しくはこれに準ずる者をいいます。



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 法務部門を設置したことにより、それ以前は行っていなかった定期的なコンプライアンス研修の開催やコンプライアンス・マニュアルの改訂の必要性の検討などを行うことができた。（その他、大規模団体）
- 独占禁止法コンプライアンスを担当する部署を設置する以前は、関連する知識や情報の一元的な集積・管理ができていなかつたが、設置することでこれが改善されるとともに、責任の所在や担当者が明確になったことにより、日頃から相談が寄せられるようになった。（その他、大規模団体）
- 法務担当者を決めて責任の所在を明確にしたことにより、独占禁止法に関する知識や情報の一元的な集積と管理が図れるようになり、構成事業者に対する、関連情報の提供を以前よりタイムリーに行えるようになった。（製造業、大規模団体）
- 担当役員を指名したことにより、団体におけるコンプライアンス業務の位置付け自体が高まり、担当職員のコンプライアンス業務の取組への意識が高まった。加えて、自らの体制を整えたことにより、下部組織に対する説得力も増して、同様の体制を整えさせることができた。（製造業、小規模団体）
- 実際に問題が発生するのは現場であるとの問題意識から、法務コンプライアンス担当部署以外の各部署にもコンプライアンス担当者を設置し、各部署において日常業務における法令遵守状況のモニタリングを行わせることにより、組織全体でコンプライアンス体制が機能するよう取り組んでいる。（その他、大規模団体）

(4) 下部組織との連携

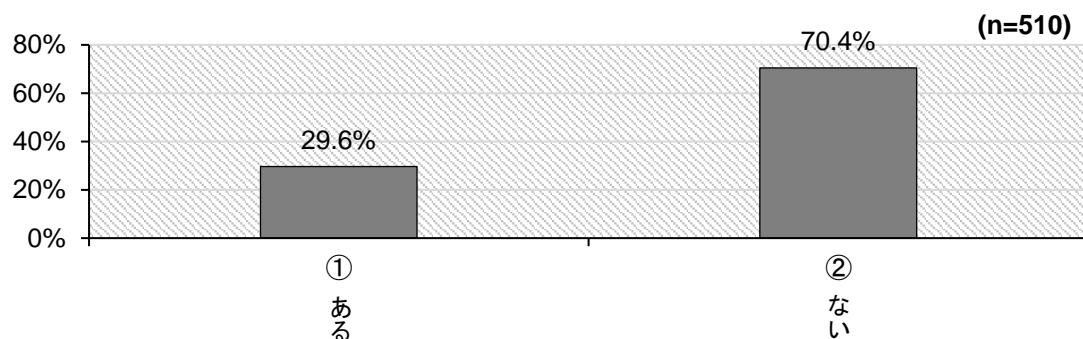
ア 下部組織の設置状況

アンケート調査において、下部組織（ブロック別、都道府県別やそれより小さい単位別に設置された組織）の有無について尋ねたところ、「①ある。」と回答した事業者団体は29.6%であった。

問4 下部組織との連携

貴団体には、下部組織（貴団体とは別組織として、ブロック別、都道府県別やそれより小さい単位で設置されたもの。名称は問いません。）はありますか。一つだけお選びください。

- ① ある。
- ② ない。



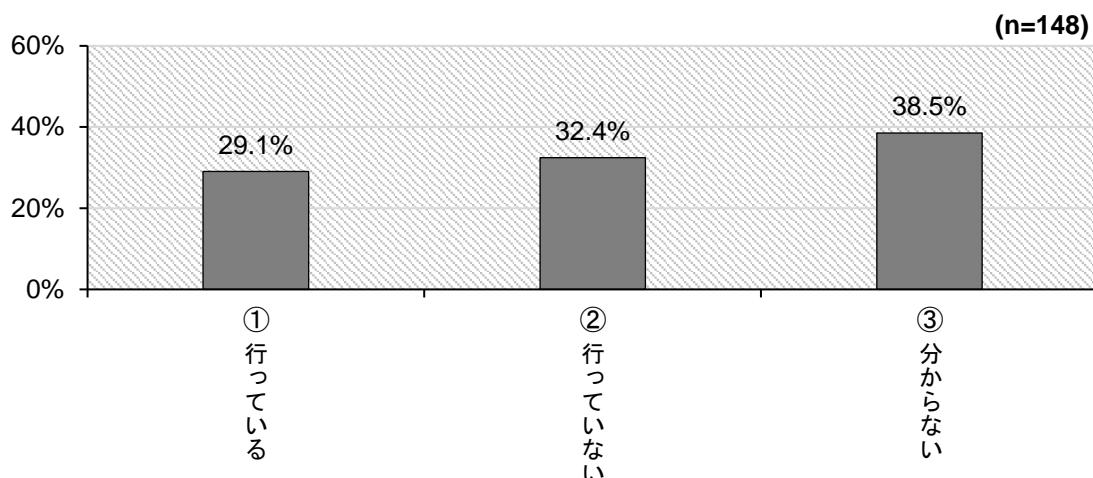
イ 下部組織による独占禁止法コンプライアンスの取組

アンケート調査において、下部組織があると回答した事業者団体に対し、下部組織が独占禁止法コンプライアンスについて何らかの取組を行っているかについて尋ねたところ、「③分からない。」と回答した事業者団体が38.5%と最も多く、「①行っている。」と回答した事業者団体は29.1%であった。

問4-2

問4で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体の下部組織は、独占禁止法コンプライアンスについて、何らかの取組を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。
- ③ 分からない。



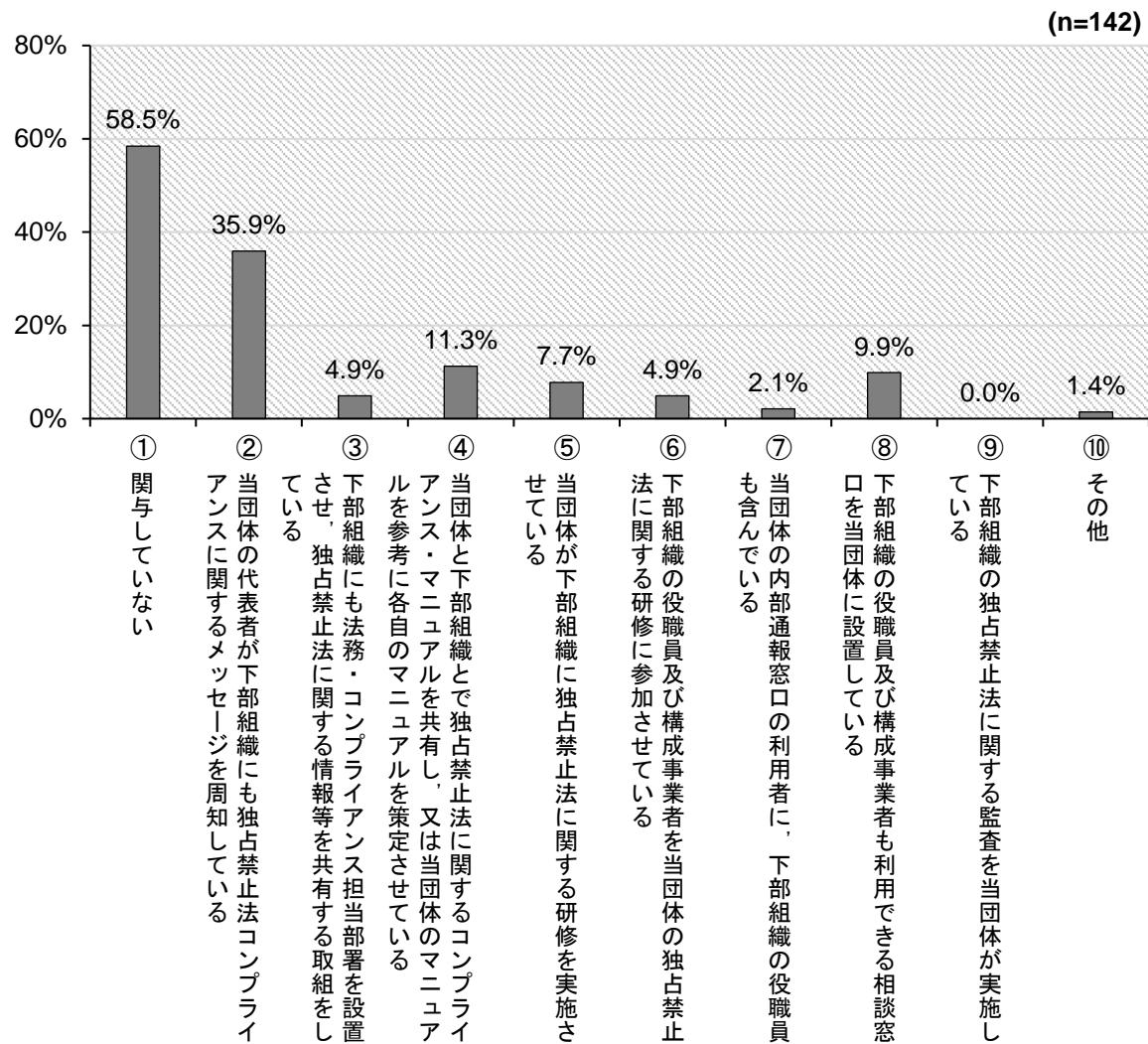
さらに、下部組織があると回答した事業者団体に対し、下部組織における独占禁止法コンプライアンスへの関与について尋ねたところ、「①関与していない。」との回答が 58.5 %と最も多かった。

他方、下部組織における取組に関与している場合、その内容としては、「②当団体の代表者が下部組織にも独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを周知している。」との回答が 35.9 %と最も多かった。

問4－3

貴団体は、下部組織における独占禁止法コンプライアンスの取組に関与していますか。(複数選択可)

- ① 関与していない。
- ② 当団体の代表者が下部組織にも独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを周知している。
- ③ 下部組織にも法務・コンプライアンス担当部署を設置させ、独占禁止法に関する情報等を共有する取組をしている。
- ④ 当団体と下部組織とで独占禁止法に関するコンプライアンス・マニュアルを共有し、又は当団体のマニュアルを参考に各自のマニュアルを策定させている。
- ⑤ 当団体が下部組織に独占禁止法に関する研修を実施させている。
- ⑥ 下部組織の役職員及び構成事業者を当団体の独占禁止法に関する研修に参加させている。
- ⑦ 当団体の内部通報窓口（法令や職員規定等に違反するような行為に関する職員による通報又は自主申告を受け付ける窓口。以下同じ。）の利用者に、下部組織の役職員も含んでいる。
- ⑧ 下部組織の役職員及び構成事業者も利用できる相談窓口（独占禁止法上の疑義が生じたときに問題になるなどを相談できる窓口。以下同じ。）を当団体に設置している。
- ⑨ 下部組織の独占禁止法に関する監査を当団体が実施している。
- ⑩ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 下部組織には単独で独占禁止法マニュアルを策定できる人員が不足していることなどから、当団体の作成したマニュアルを下部組織にも共有することとしたところ、問題意識も共有できたことにより、下部組織からその構成事業者への周知等がスムーズに行われるようになった。（製造業、中規模団体）
- 下部組織が構成事業者向けに講習会を開催する場合には、議事内容、出席者等について報告することを条件に金銭的な補助を行っている。（卸売業・小売業、小規模団体）
- 下部組織のコンプライアンスに関する取組について、四半期ごとに報告を義務付けており、必要に応じて指導している。また、各下部組織の取組内容を取りまとめて、全体で共有することで、相互に取組内容を把握し、好事例を参考できるようにも努めている。（建設業、小規模団体）

- 下部組織の全ての団体役職員に対して、研修を行う必要があることから、全国に複数所在する下部組織に出張して研修を行ったところ、以前は会合等において独占禁止法コンプライアンス上問題となり得る発言もあったものの、今は改善されているという報告を受けており、独占禁止法に留意した団体活動が行われていると実感している。（製造業、小規模団体）
- 下部組織における独占禁止法コンプライアンスの課題を効果的に抽出するために、本部の法務・コンプライアンス担当者が、下部組織に対して、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの遵守状況をヒアリングしている。（製造業、大規模団体）

(5) 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

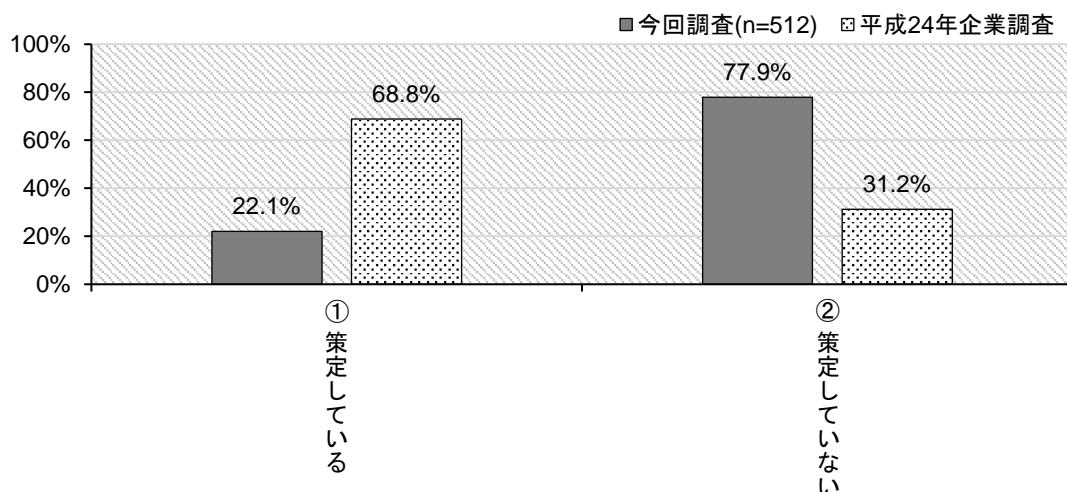
アンケート調査において、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定状況について尋ねたところ、「①策定している。」と回答した事業者団体は、22.1%にとどまっている。

なお、平成24年企業調査において、同様的回答は68.8%であった。

問5 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

貴団体は、貴団体自身が独占禁止法について遵守すべきことを記載したコンプライアンス・マニュアル（名称は問いません。）を策定していますか。一つだけお選びください。

- ① 策定している。
- ② 策定していない。



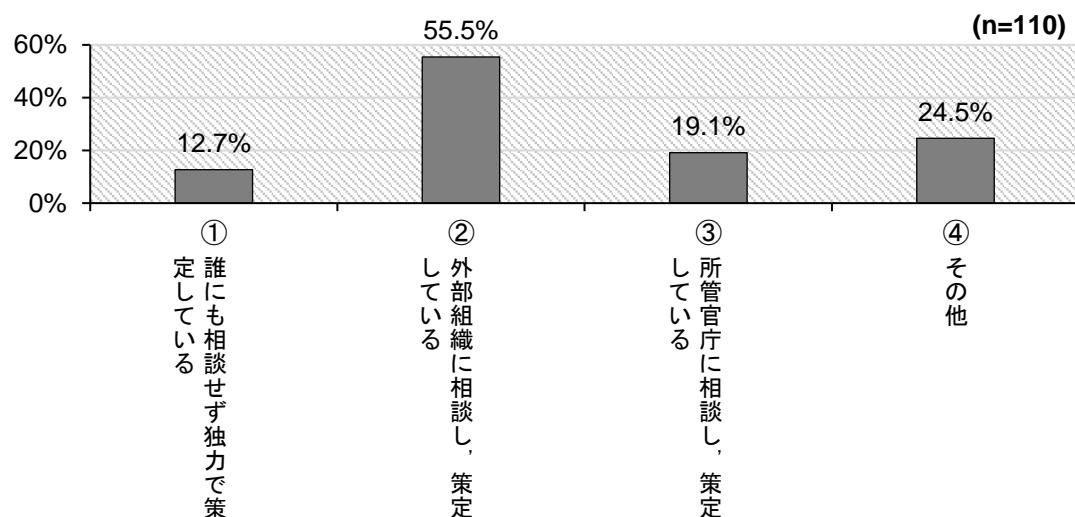
また、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定していると回答した事業者団体に対し、策定に当たって第三者に相談しているかについて尋ねたところ、「②外部組織（法律事務所等）に相談し、策定している。」との回答が55.5%と最も多かった。

「④その他」としては、「公表されている他団体のマニュアルを参考とした。」、「構成事業者に相談し、構成事業者のマニュアルを参考とした。」といった回答がみられた。

問5－2

問5で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体ではコンプライアンス・マニュアルの策定に当たり、第三者に相談していますか。（複数選択可）

- ① 誰にも相談せず独力で策定している。
- ② 外部組織（法律事務所等）に相談し、策定している。
- ③ 所管官庁に相談し、策定している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



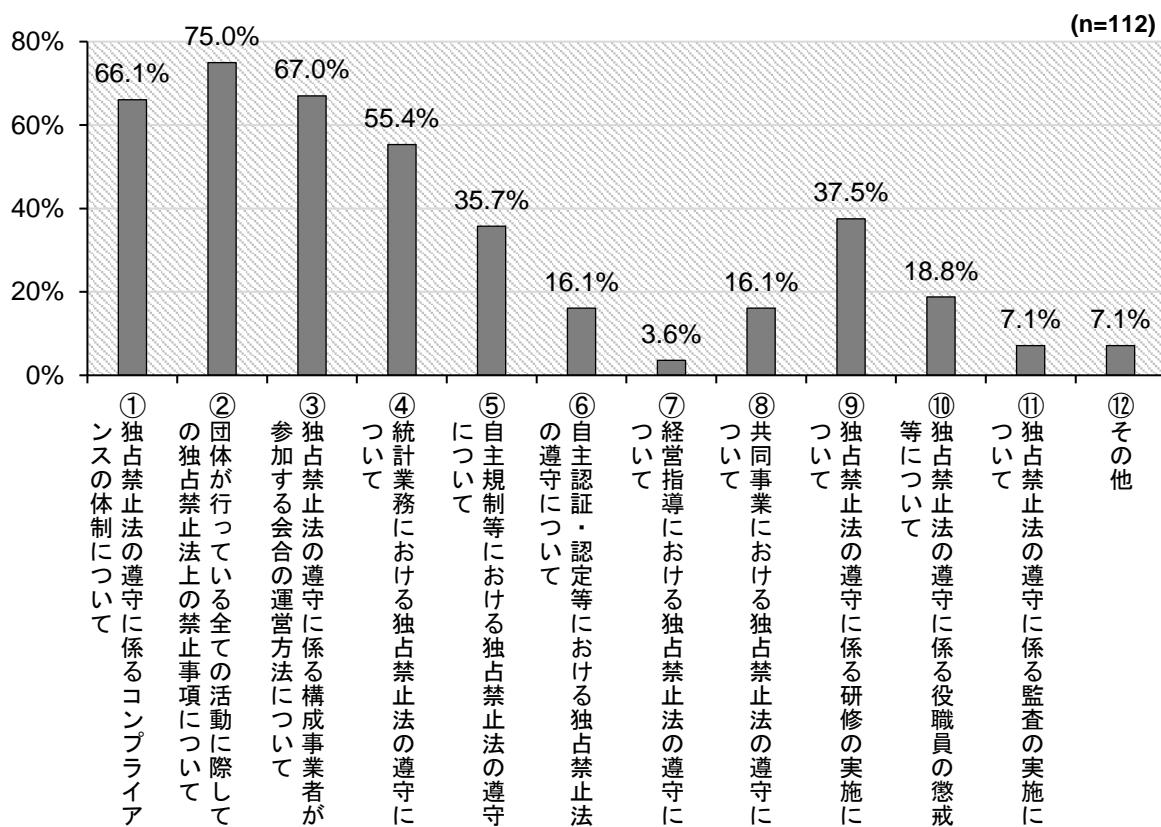
さらに、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定していると回答した事業者団体に対し、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルに記載されている内容について尋ねたところ、「②団体が行っている全ての活動に際しての独占禁止法上の禁止事項について」と回答した事業者団体が 75.0 %と最も多く、「③独占禁止法の遵守に係る構成事業者が参加する会合（団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含む。）の運営方法について」（67.0 %）「①独占禁止法の遵守に係るコンプライアンスの体制について」（66.1 %）が続いた。

「②その他」としては、「問題発生時の対応」、「独占禁止法の概要」、「過去の独占禁止法の違反事例」、「ヘルプライン窓口の連絡先」といった回答がみられた。

問5－3

貴団体が策定したコンプライアンス・マニュアルに記載されている内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 独占禁止法の遵守に係るコンプライアンスの体制について
- ② 団体が行っている全ての活動に際しての独占禁止法上の禁止事項について
- ③ 独占禁止法の遵守に係る構成事業者が参加する会合（貴団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含みます。）の運営方法について
- ④ 統計業務（当該産業に関する統計情報を収集・管理・提供する業務。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑤ 自主規制等（構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑥ 自主認証・認定等（自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせる等の活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑦ 経営指導（構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑧ 共同事業（構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業。例えば、共同の広報宣伝活動や福利厚生活動、施設・設備の共有、共同研究開発、共同購入、共同販売、共同輸送等。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑨ 独占禁止法の遵守に係る研修の実施について
- ⑩ 独占禁止法の遵守に係る役職員の懲戒等について
- ⑪ 独占禁止法の遵守に係る監査の実施について
- ⑫ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- マニュアルの策定に当たっては、構成事業者が自社にて作成しているコンプライアンス・マニュアルや構成事業者が所属している他の事業者団体のコンプライアンス・マニュアルを参考にしたため、効率的に作成することができた。（製造業、小規模団体）
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に当たっては、事務局と構成事業者が一体となって、留意すべき事項は何かを検討したため、事務局と構成事業者の双方にとって独占禁止法に対する認識が深まる機会となった。（製造業、大規模団体）
- 教科書的な文章だけのマニュアルでは十分に理解されるか懸念があつたため、具体的な事例を加えたQ&A集を追加した。（製造業、中規模団体）
- 他の事業者団体が懸念した内容は、当団体においても同様であることが多いため、公正取引委員会が公表している相談事例集における事業者団体の相談・回答をマニュアルに記載した。（その他、小規模団体）
- 会合においては、団体役職員や構成事業者が集まって共有可能な構成事業者の情報を基に議論を行っていたが、何を発言してはならないのかが明確ではなかった。コンプライアンス規程を策定してからは、個社の売上げや生産量などの独占禁止法上問題となり得る発言はなくなり、意識が高まったと認識している。（製造業、小規模団体）
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したことでの意識付けができただけでなく、構成事業者からも安心して理事会、委員会等の団体活動に参加できるとの意見が得られた。（製造業、小規模団体）
- 独占禁止法の遵守を業界全体で行っていることを内外に発信するために、作成した独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを団体のホームページに掲載している。（その他、大規模団体）
- 作成したマニュアルの内容に基づいて団体活動を実施するために、マニュアルの付属資料として、活動ごとに気を付けるべきチェックシートを作成した。（製造業、大規模団体）

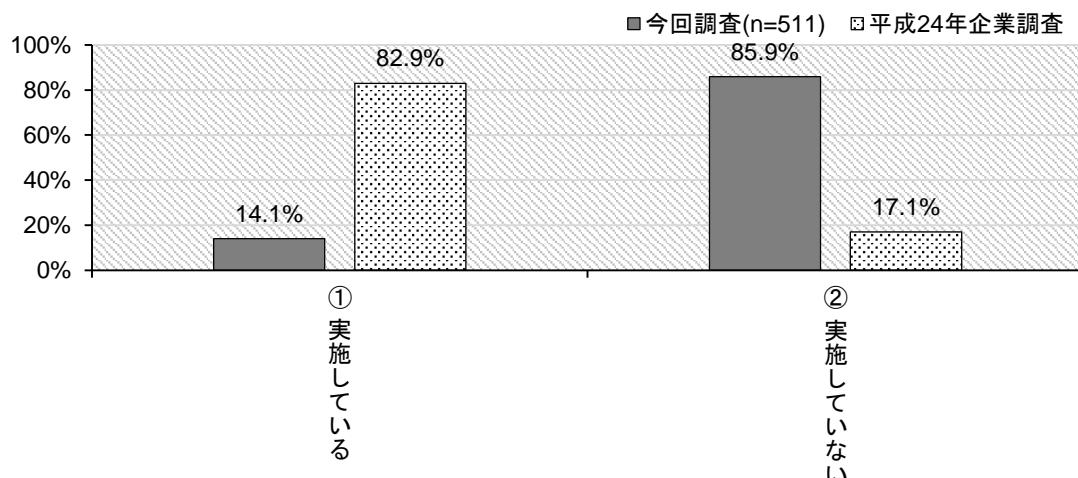
(6) 独占禁止法研修の実施

アンケート調査において、独占禁止法に関する研修の実施状況について尋ねたところ、「②実施していない。」と回答した事業者団体は85.9%に及んでいる。
なお、平成24年企業調査において、同様の回答は17.1%であつて、大部分の企業においては研修が実施されていた。

問6 独占禁止法研修の実施

貴団体は、貴団体の役職員に対して、独占禁止法に関する研修を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 実施している。
- ② 実施していない。



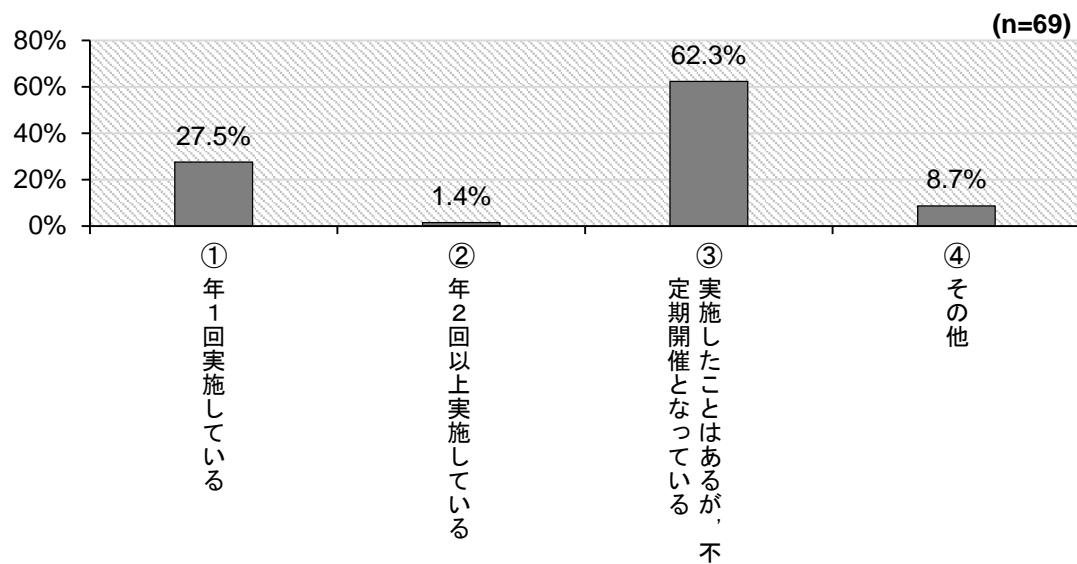
また、研修を実施していると回答した事業者団体に対し、研修の頻度について尋ねたところ、「③実施したことはあるが、不定期開催となっている。」と回答した事業者団体が62.3%と最も多かった。

「④その他」としては、「役員改選の時期に合わせ、開催している。」といった回答がみられた。

問6-2

問6で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体ではどの程度の頻度で研修を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 年1回実施している。
- ② 年2回以上実施している。
- ③ 実施したはあるが、不定期開催となっている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



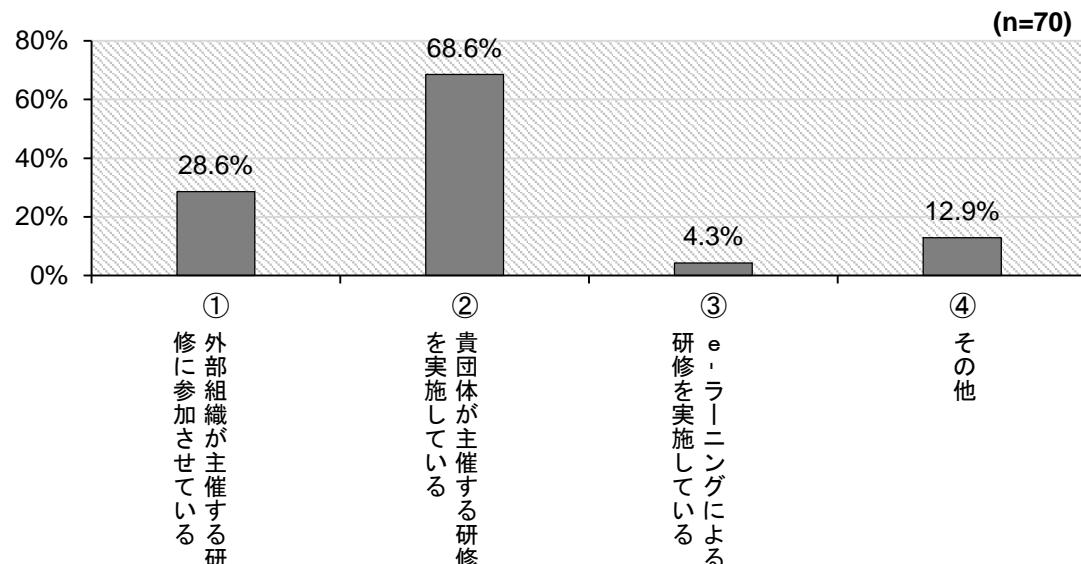
さらに、研修を実施していると回答した事業者団体に対し、研修の方法について尋ねたところ、「②主催する研修を実施している。」と回答した事業者団体が 68.6% と最も多かった。

「④その他」としては、「代表者が所属する構成事業者の社内研修会に団体役職員を出席させている。」といった回答がみられた。

問6－3

貴団体が実施している研修の方法について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 外部組織（法律事務所、企業研修会社等）が主催する研修に参加させている。
- ② 貴団体が主催する研修（③を除きます。）を実施している。
- ③ e－ラーニングによる研修を実施している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 事務局の担当者に競争法に関連した外部研修を受講させ、知識を取得させている。また、当該担当者には、受講した内容だけでなく、最近の違反事件の報道記事などの紹介を併せて、事務局内職員向けに報告させている。（製造業、小規模団体）
- 全団体役職員を対象とした研修会の講師を外部通報窓口としている法律事務所の弁護士に依頼して実施したことにより、団体役職員におけるコンプライアンスに対する意識の一層の向上と関連知識の習得が図られただけでなく、外部通報窓口の積極的な利用の呼び掛けにもつながっている。（製造業、大規模団体）
- （新入職員研修、昇進時の研修等の）階層別にコンプライアンス研修を開催し、事業者団体活動における独占禁止法上のリスクを定期的に説明することにより、最近では、各部門の担当者が折に触れてコンプライアンス担当部署へ相談するようになった。（その他、大規模団体）
- 研修を実施することで、確実に独占禁止法コンプライアンスに対する団体役職員の意識が向上し、議題の確認や議事録の保存等を含め、団体内のルールが徹底されるようになった。（製造業、大規模団体）
- 確実に団体役職員に対する研修を実施するため、担当部門は、年度当初に具体的な期日・対象者等を記載した研修計画を定めている。また、職員が実際に研修を受講しているか確認している。（製造業、中規模団体）
- 研修を開催するだけでなく、独占禁止法違反事件の報道等を目にした際には、事務局内のミーティングにおいて報道内容等を紹介することで、継続的な独占禁止法コンプライアンスの意識付けを行っている。（製造業、小規模団体）
- 全団体役職員に対して原則年1回の研修の受講を義務付けるとともに、団体役職員の階層別研修のカリキュラムの一つとしても研修を組み込んでいる。また、構成事業者からの出向者の異動があった場合は個別に研修を実施している。（製造業、大規模団体）

(7) 法務相談体制の整備

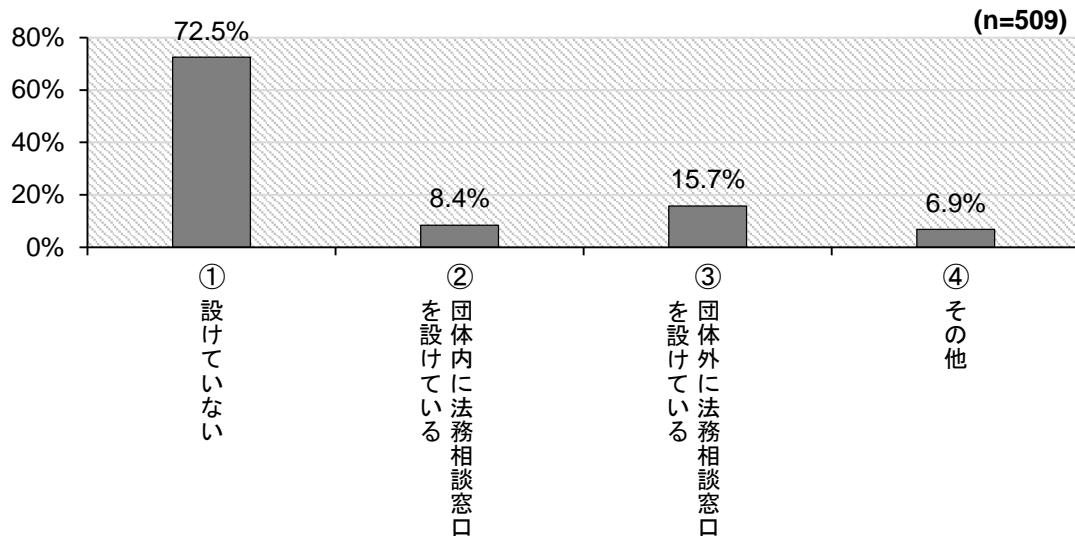
アンケート調査において、事業者団体の役職員が利用できる法務相談窓口を設けているかについて尋ねたところ、「①設けていない。」と回答した事業者団体が72.5%であった。

「④その他」としては、「構成事業者の法務部門に相談している。」といった回答がみられた。

問7 法務相談体制の整備

貴団体は、貴団体の役職員が利用できる法務相談窓口（貴団体が行う業務について独占禁止法に抵触するか否か疑問や不安を感じた場合、相談を受け付ける窓口）を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 団体内に法務相談窓口を設けている。
- ③ 団体外（法律事務所等）に法務相談窓口を設けている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 構成事業者が有する製造設備の改修時期について、顧客の需要に対応できなくなる事態を回避するために調整してはどうかという提案・相談が構成事業者から寄せられたが、独占禁止法の観点から好ましくないとの理由からやめることになった。（製造業、小規模団体）
- 法律相談窓口を設け、相談が寄せられることにより、団体の取組そのものを大幅に見直す良いきっかけとなった。（その他、大規模団体）

(8) 懲戒ルールの整備

アンケート調査において、事業者団体の職員が独占禁止法違反行為に関与した場合に懲戒の対象となり得るかについて尋ねたところ、「① 懲戒の対象にならない。」と回答した事業者団体は14.3%であり、大半の事業者団体は、何らかの形で懲戒の対象となり得ると回答した。

なお、平成24年企業調査において、同様の回答は1.1%であった。

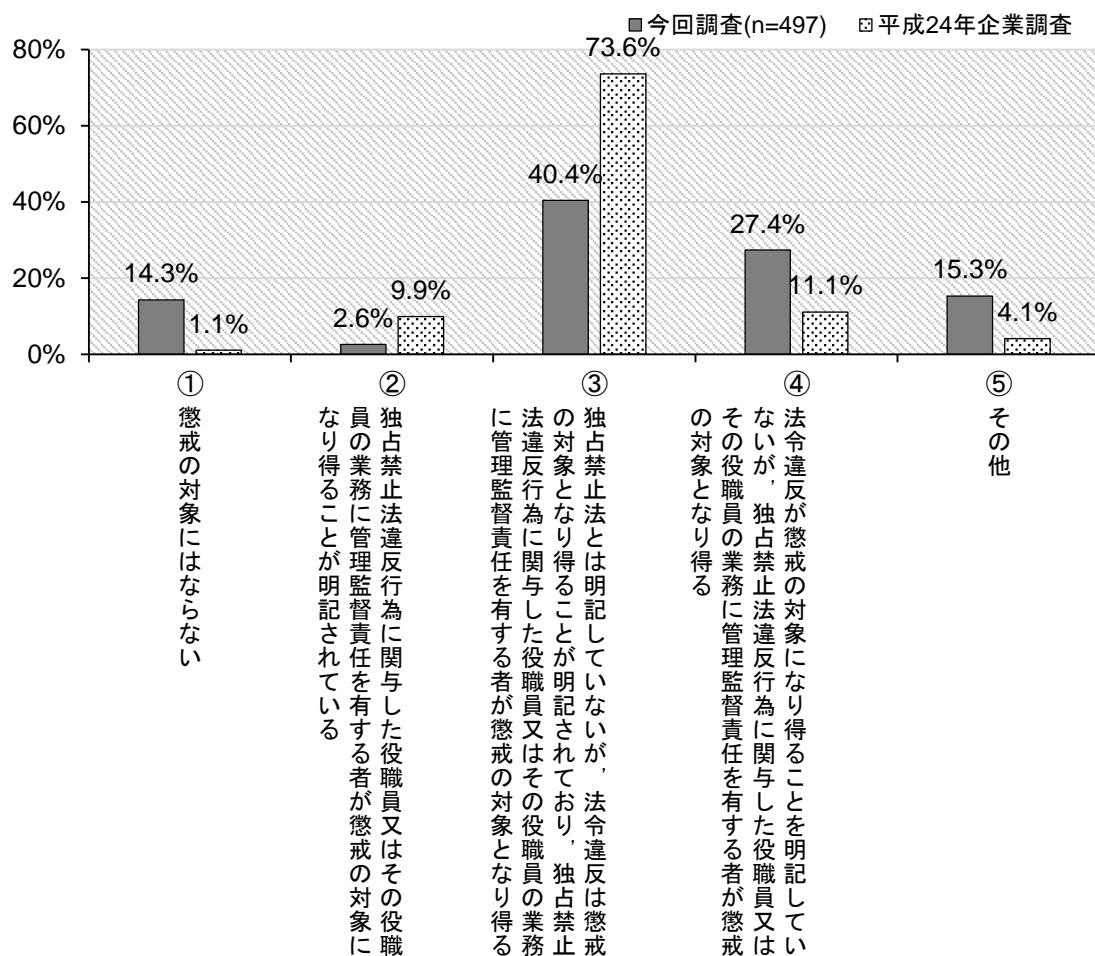
他方、「②独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。」と回答した事業者団体は2.6%にとどまっている。

「⑤その他」としては、「懲戒ルールを定めていないため、問題が発生した場合に判断することになる。」といった回答がみられた。

問8 懲戒ルールの整備

貴団体では、貴団体の役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合、当該役職員等は懲戒の対象になり得ますか。一つだけお選びください。

- ① 懲戒の対象にはならない。
- ② 独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。
- ③ 独占禁止法とは明記していないが、法令違反は懲戒の対象となり得ることが明記されており、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ④ 法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- (出向者が当団体の団体役職員として) 着任した際に、違反があれば懲戒の対象となることを記載した団体規程を説明し、規程に基づいて行動することを記した誓約書の

提出を義務付けることで問題意識を植え付けることを重視している。何事も最初が肝心であるので、初期教育を重視している。（製造業、小規模団体）

- 懲戒の対象は、違反行為に携わった本人だけでなく、その職員の管理監督責任のある管理職も対象にしている。そうすることで、管理職による独占禁止法遵守の意識が高まり、部下への指導にも自然と反映されている。（その他、大規模団体）
- 独占禁止法違反に関与した場合には懲戒の対象となることを規程において定めているだけでなく、独占禁止法に関する研修の機会に合わせて、周知することにより、コンプライアンス意識を向上させるよう工夫している。（製造業、中規模団体）

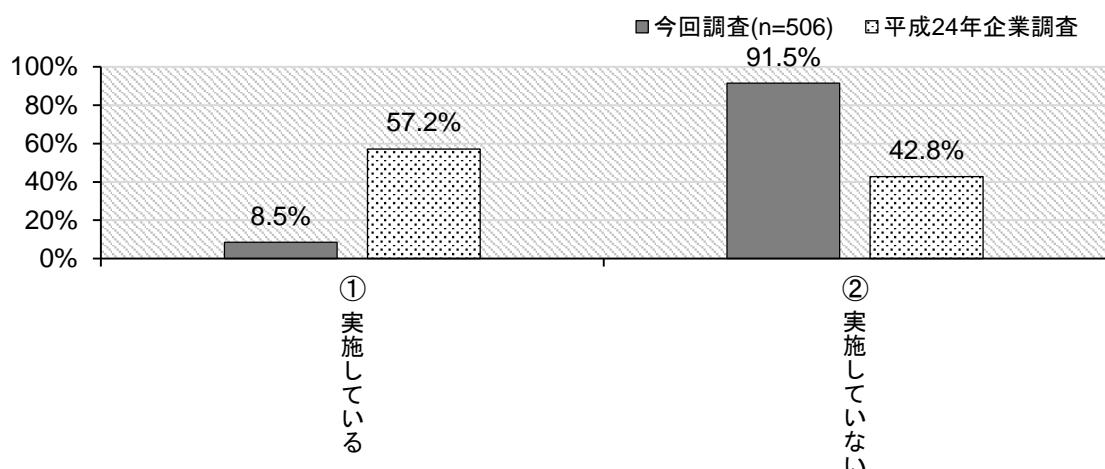
(9) 独占禁止法監査の実施

アンケート調査において、独占禁止法に関する監査の実施状況について尋ねたところ、「①実施している。」と回答した事業者は8.5%にとどまっている。
なお、平成24年企業調査において、同様的回答は57.2%であった。

問9 独占禁止法監査の実施

貴団体は、独占禁止法に関する監査（他の法令に関する監査と同時にを行う場合を含みます。）を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 実施している。
- ② 実施していない。

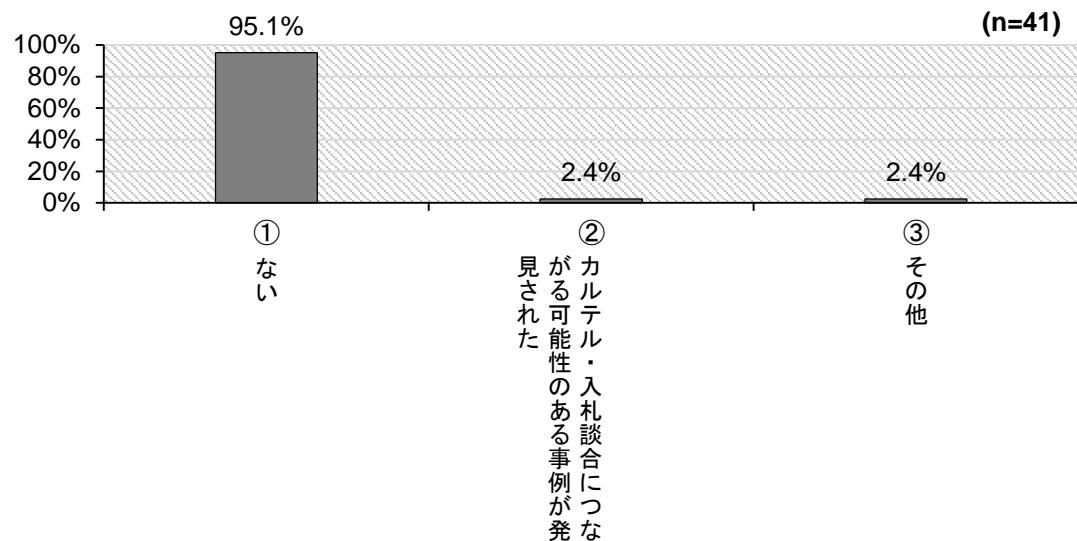


また、独占禁止法に関する監査を「①実施している。」と回答した企業のうち、独占禁止法の観点から、違反につながる可能性のある事例について尋ねたところ、「①ない。」との回答は95.1%であり、「②カルテル・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。」との回答は2.4%であった。

問9－2

問9で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体の監査で独占禁止法コンプライアンスの観点から違反につながる可能性のある事例（公正取引委員会が何らかの措置を採ったものかどうかを問わず、独占禁止法違反につながる可能性があると貴団体が判断したものと含みます。）が発見されたことはありますか。（複数選択可）

- ① ない。
- ② カルテル・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。
- ③ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 監査担当が第三者の目で行う実地監査以外に、自主監査として、定期的に団体役職員に対して、業務運営に関するチェックシートに基づく自己点検をさせている。日頃から自己点検する意識付けをさせている。（その他、大規模団体）
- 年に1回程度、事務職員向けにアンケート調査を行う形式で監査を行っている。アンケート調査票には、当会の競争法コンプライアンス規程に関する設問を設け、事務職員に各規定の実施状況を回答してもらっている。回答において実施状況が不十分であることが認められた場合は、当会の責任者が改善するよう指導を行う体制となっている。（製造業、中規模団体）
- 他の組織から独立した監査部がコンプライアンスの監査も所管し、定期的に決裁文書等の書類の確認、書類の保存が適正かどうか確認するだけでなく、担当者に対するヒアリング、職員の外部メールチェックも行っている。（その他、大規模団体）
- 当会においてコンプライアンス責任者に指名された者が、事務局職員に対し、個社データの取扱いが適切であったかといったことやパソコンにロックがかかる設定を

行っているかなど、独占禁止法コンプライアンス等について20～30程度の質問をする方法で監査を行っている。その後、コンプライアンス責任者は、監査した内容をレポートにまとめ、理事会や顧問弁護士等に提出し、複数者によるチェックを経た後、監査した内容を書面で残している。（製造業、大規模団体）

- 当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査を行った結果、個社データの取扱いについて見直すとともに、独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう、真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。（製造業、大規模団体）
- コンプライアンス・ルールの作成や会合の運営についてモニタリングを行っている法務部門とは別に監査部門を設置し、法務部門のモニタリング状況等も監査対象とすることにより、より精度の高い問題点の洗い出しに努めている。（その他、大規模団体）

(10) 内部通報制度の整備

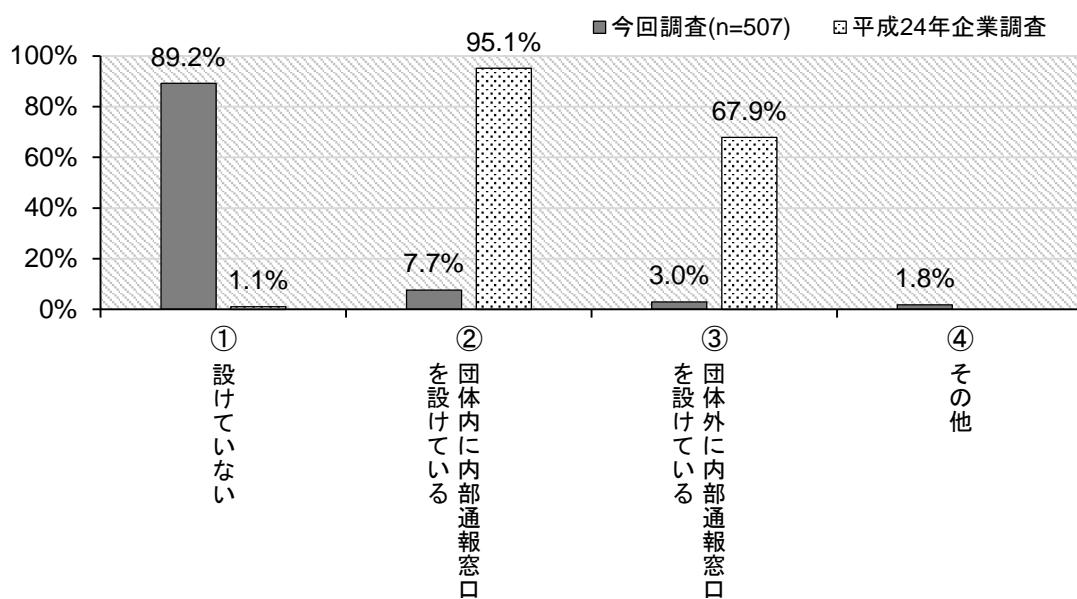
アンケート調査において、内部通報窓口の整備状況について尋ねたところ、「①設けていない。」と回答した事業者団体は89.2%であり、大半の事業者団体が内部通報窓口を整備していなかった。

なお、平成24年調査において、同様の回答は1.1%であって、ほとんど全ての企業においては何らかの内部通報窓口を整備していた。

問10 内部通報制度の整備

貴団体は、貴団体の役職員が利用できる内部通報窓口（法令等に違反するような行為に関する団体役職員による通報を受け付ける窓口〔以下「内部通報窓口」といいます。〕を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 団体内に内部通報窓口を設けている。
- ③ 団体外（法律事務所等）に内部通報窓口を設けている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 内部通報窓口の設置を検討した際に、通報者が利用しやすいのは内部窓口か外部窓口かのどちらであるかを議論したところ、どちらとも言い難いとの結論に至ったことから、コンプライアンス統括部署を内部通報窓口として設置するとともに法律事務所にも通報窓口を設置した。（その他、大規模団体）
- 職員が安心して利用できるようにするために、通報者名の秘匿、報告者への不利益な処遇が行われないことの保証及び不利益な処遇を受けた場合の相談窓口の設置を明記している。（卸売業・小売業、大規模団体）

(11) 小括

独占禁止法違反を未然に防止するためには、団体役職員が日頃から独占禁止法コンプライアンスの知識と意識を有しておくとともに、独占禁止法コンプライアンスに関する情報収集・確認を行う態勢が整備されていることが重要といえる。

また、最近の事業者団体による独占禁止法違反事件の多くが地方組織において行われている状況を踏まえると、下部組織のある事業者団体においては、下部組織の取組状況を把握し、一体となって独占禁止法コンプライアンスの取組を進めることが重要となる。

しかしながら、本調査の結果、ほとんど全ての設問において、取組を行っている旨の回答が半数に満たないという結果となった。

また、ここまでに記した各取組は企業における独占禁止法コンプライアンスにおいても一般的に取り組まれているものであるところ、平成24年企業調査との比較においても事業者団体における取組の方が進んでいないという結果となった。この点については、本調査においては事務局員数が10名にも満たない事業者団体が大部分を占めている（前記第1の3(1)ウ参照）ことから、「法務・コンプライアンス担当部署等の設置（前記1(3)）」

のような組織や人員のリソースに関する項目については、平成24年企業調査の調査対象である東証一部上場企業と同列に論じられない項目があることは否定できない。

その一方、研修の実施等、他の項目については、相応の人的リソース等が必要であることは否めないものの、このような事項については複数の事業者団体による共同での取組や外部委託といった手法を用いることが可能であることを考えると、相当程度改善の余地があるのでないかと考えられる。

2 団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組

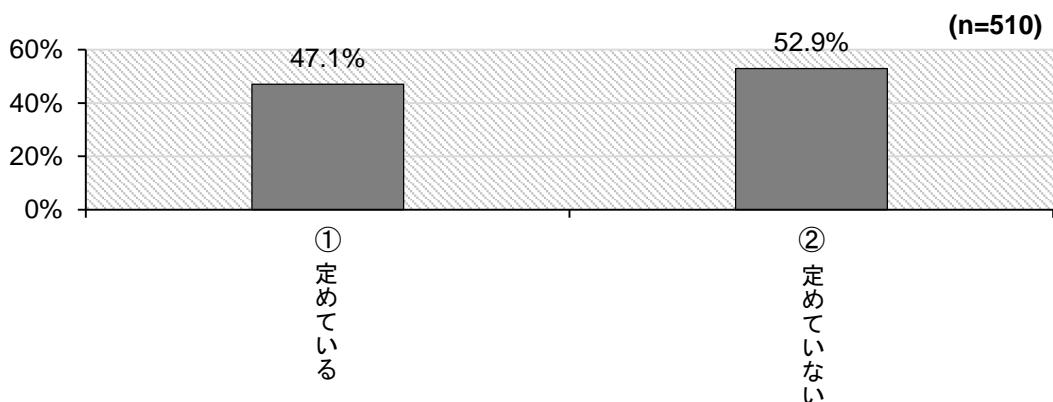
(1) 会合の運営

アンケート調査において、構成事業者が参加する会合（団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含む。）の運営に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は47.1%であり、半数を超える事業者団体は、構成事業者が参加する会合のルールを定めていなかった。

問11 会合の運営

貴団体は、構成事業者が参加する会合（貴団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含みます。）の運営に関するルール（具体的な内容については下記問11-2を参照。）を定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。



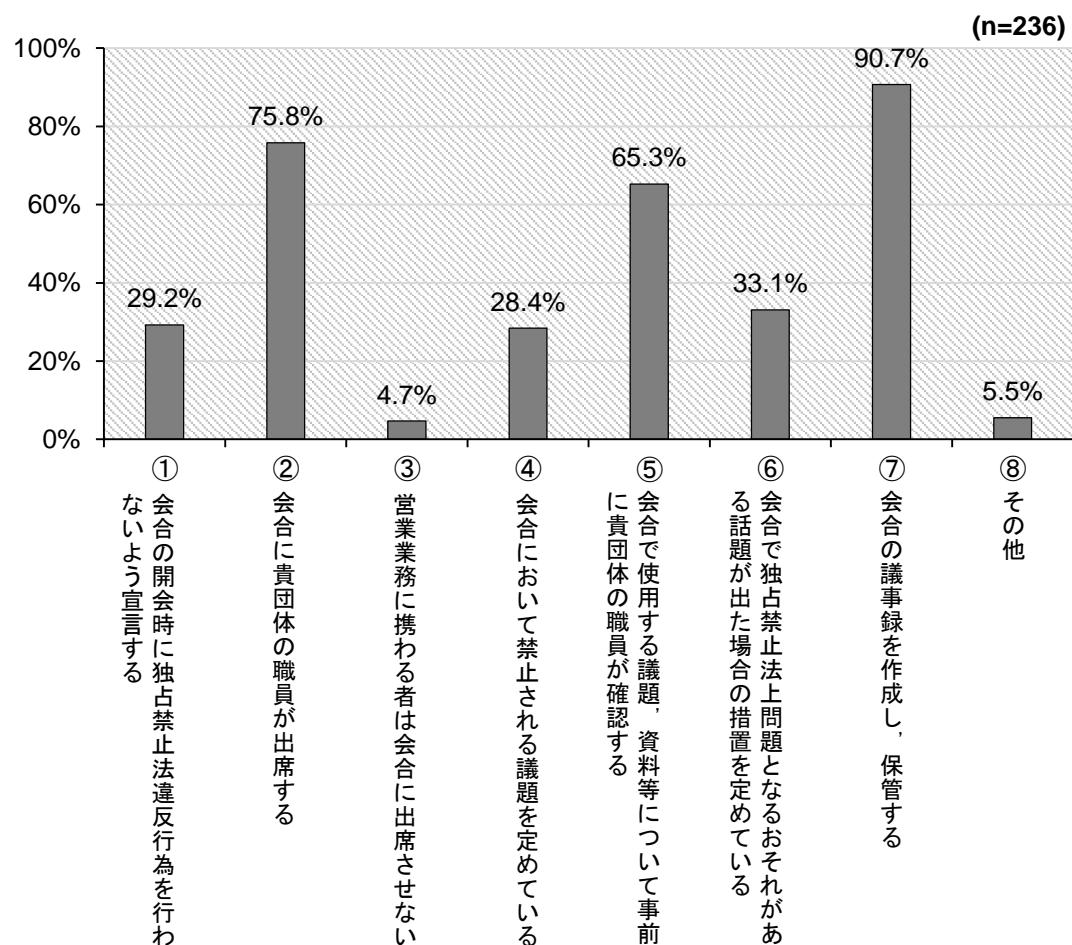
また、構成事業者が参加する会合の運営に関するルールを定めていると回答した事業者団体に対し、定めているルールの内容について尋ねたところ、「⑦会合の議事録を作成し、保管する。」と回答した事業者団体が90.7%と最も多く、「②会合に貴団体の職員が出席する。」（75.8%）、「⑤会合で使用する議題、資料等について事前に貴団体の職員が確認する。」（65.3%）が続いた。

「⑧その他」としては、「会合における弁護士の同席」といった回答がみられた。

問11－2

問11で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 会合の開会時に独占禁止法違反行為を行わないよう宣言する。
- ② 会合に貴団体の職員が出席する。
- ③ 営業業務に携わる者は会合に出席させない。
- ④ 会合において禁止される議題を定めている。
- ⑤ 会合で使用する議題、資料等について事前に貴団体の職員が確認する。
- ⑥ 会合で独占禁止法上問題となるおそれがある話題が出た場合の措置を定めている。
- ⑦ 会合の議事録を作成し、保管する。
- ⑧ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 会合が終わった後に、構成事業者のみが会議室に残って情報交換等を行わないよう、会議室から全員が退席したことを確認してから団体役職員は退室している。（製造業、中規模団体）
- 未然防止の観点から、会合における議題及び配布資料は、事前に独占禁止法上の問題

のおそれがないか事務局の確認を受けることをルール化しており、当日の資料配布は認めない。（製造業、大規模団体）

- 構成事業者が参加する懇親会の席上においては、団体役職員は独占禁止法コンプライアンスの監視役として意識的に適度な位置で分散して座り、適宜移動して、独占禁止法コンプライアンス上問題となる発言や話題が出ていないか気を配っている。（製造業、中規模団体）
- 会合に際して、会合で禁止されている事項を記載した書面を配布するか、又は議長が当該書面を読み上げることとしたルールを定めてこれを継続的に実施しているところ、実施当初は、「堅すぎるし、何のための会合かわからない。」といった不満を述べる事業者も少なからずいたものの、違反した場合の厳しい制裁（リスク）等を説明した上で、団体の活動の中で行っていいことといけないことを繰り返し発信することにより、不満の声もなくなり、参加者の競争法遵守意識の高まりを感じる。（製造業、小規模団体）
- 団体内外に団体が独占禁止法コンプライアンスの取組を行っていることを示すために、団体事務所の入口及び会議室に団体として独占禁止法コンプライアンスの宣言文を掲示している。（製造業、中規模団体）
- 会合には団体役職員が出席して、コンプライアンス上の問題が生じないよう出席者の発言等を注意している。やむを得ず団体役職員が出席できない場合は、議事内容を録音することを定めており、団体役職員が事後にその内容を確認している。（その他、大規模団体）
- 事業者団体の会合の場を利用して独占禁止法違反が行われないようにするために、会議室等を提供する場合は、独占禁止法に違反するおそれのあるような情報交換等は行わない旨の誓約書の提出を徹底している。（その他、大規模団体）
- 構成事業者同士によるメールのやり取りは行わず、必ず事務局を通すことにしている。（建設業、小規模団体）

（2） 統計業務

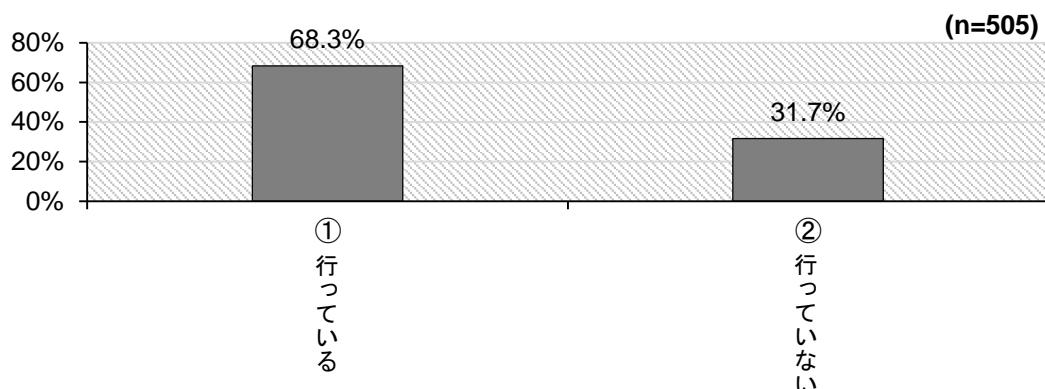
ア 統計業務の実施状況

アンケート調査において、統計業務の実施状況について尋ねたところ、「①行っている。」と回答した事業者団体は68.3%であり、7割近くの事業者団体が統計業務に関する活動を行っている。

問12 統計業務

貴団体は、統計業務（当該産業に関する統計情報を収集・管理・提供する業務）を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。



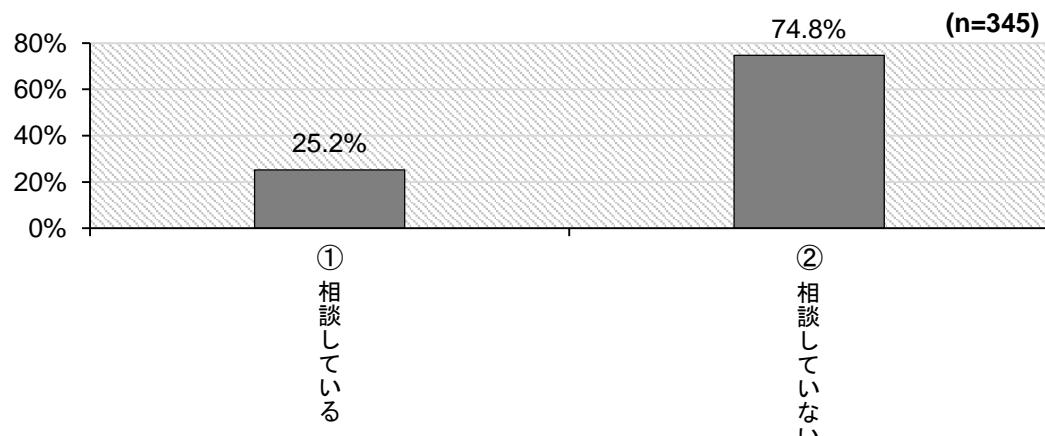
イ 統計業務に関するルールの整備

アンケート調査において、統計業務を行っていると回答した事業者団体に対し、統計業務を行うに際し、独占禁止法上問題ないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談をしているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体は25.2%であった。

問12-2

問12で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、統計業務を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

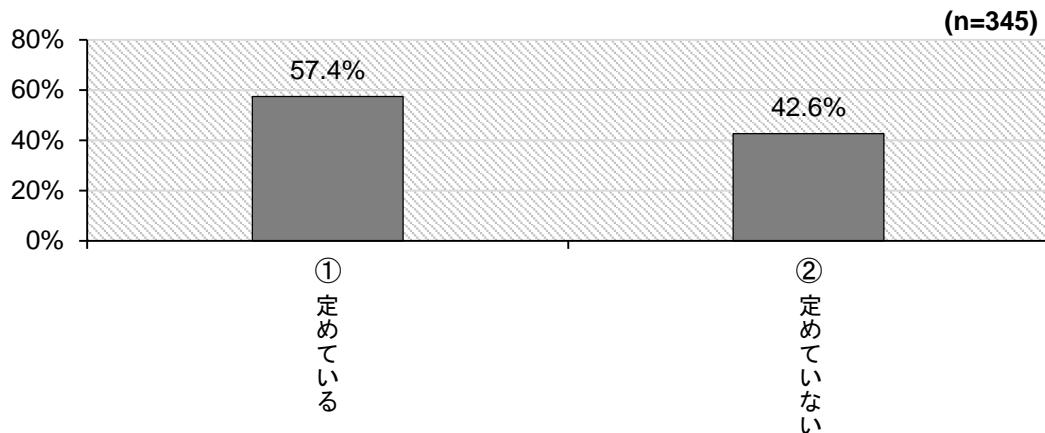


また、統計業務を行っていると回答した事業者団体に対し、統計業務に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は57.4%であり、4割超の事業者団体が統計業務に関するルールを定めていなかった。

問12-3

貴団体は、統計業務に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。



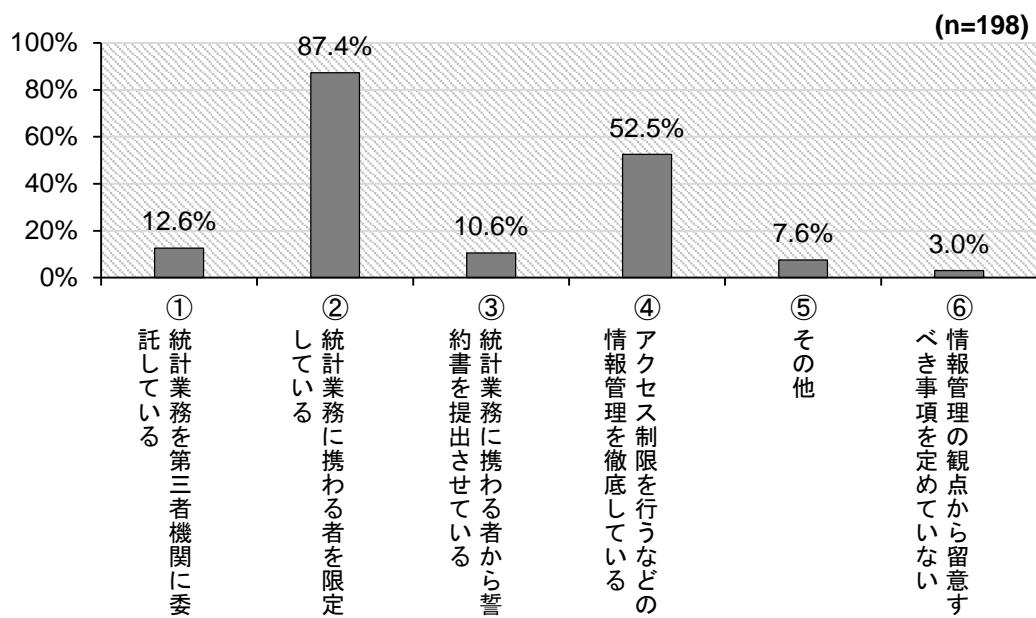
さらに、統計業務のルールを定めていると回答した事業者団体に対し、情報管理の観点から留意すべき事項について尋ねたところ、「②統計業務に携わる者を限定している（構成事業者には関与させない。）」と回答した事業者団体が87.4%と最も多く、「④アクセス制限を行うなどの情報管理を徹底している。」が52.5%と続いた。

「⑤その他」としては、「統計担当者のみが使用できる専用のパソコンを使用している。」、「個別データ（紙）については、オフラインで処理し、元データは金庫で保管するとともに、一定期間経過後はシュレッダーで廃棄している。」といった回答がみられた。

問12-4

問12-3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールにおいて、情報管理の観点から留意すべき事項としてどのようなものを定めていますか。以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 統計業務を第三者機関に委託している。
- ② 統計業務に携わる者を限定している（構成事業者には関与させない。）。
- ③ 統計業務に携わる者（構成事業者から貴団体への出向者を含む。）から誓約書を提出させる。
- ④ アクセス制限を行うなどの情報管理を徹底している。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）
- ⑥ 情報管理の観点から留意すべき事項を定めていない。

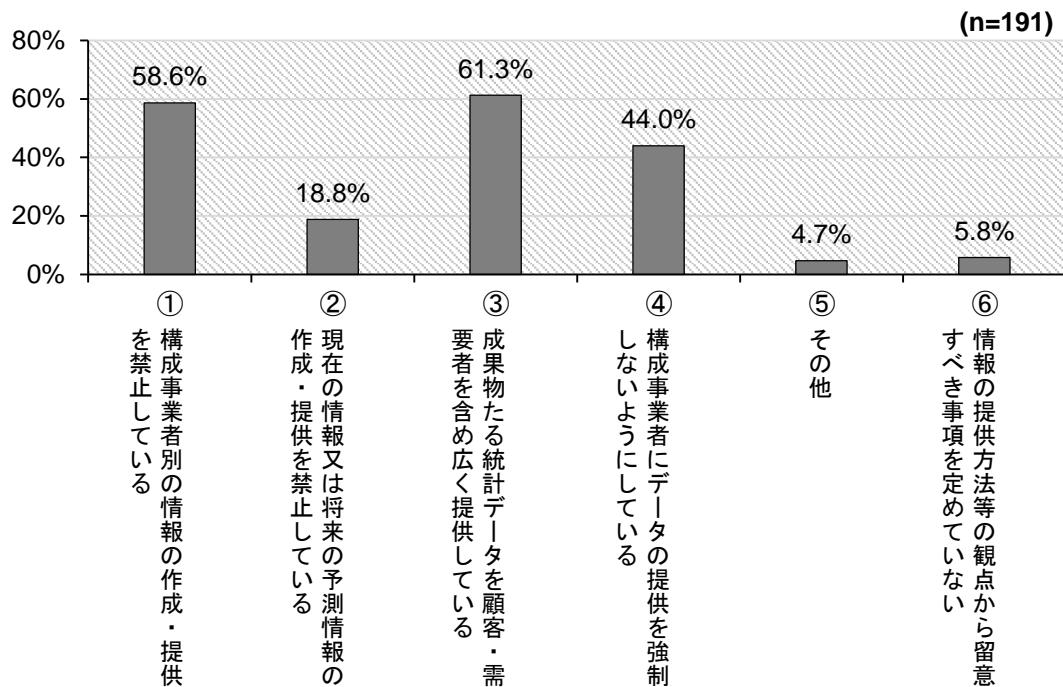


さらに、統計業務のルールを定めていると回答した事業者団体に対して、情報提供の観点から留意すべき事項について尋ねたところ、「③成果物たる統計データを顧客・需要者を含め広く提供している。」と回答した事業者団体が 61.3% と最も多く、「①構成事業者別の情報の作成・提供を禁止している。」が 58.6% と続いた。

問 12－5

問 12－3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールにおいて、情報の提供方法等の観点から留意すべき事項としてどのようなものを定めていますか。以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 構成事業者別の情報の作成・提供を禁止している。
- ② 現在の情報又は将来の予測情報の作成・提供を禁止している。
- ③ 成果物たる統計データを顧客・需要者を含め広く提供している。
- ④ 構成事業者にデータの提供を強制しないようにしている。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）
- ⑥ 情報の提供方法等の観点から留意すべき事項を定めていない。



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 統計情報の管理を徹底するため、統計業務は専任者のみが行うことを団体内で明確にしている。また、統計処理については、統計業務専用のパソコンを設置し、当該パソコンにおいてのみ行うこととした。そのため、専任者以外の団体役職員が当該パソコンで作業をするようなことがあれば、問題であると誰でも指摘できる体制としている。（その他、大規模団体）
- 統計業務を第三者機関に委託し、第三者機関から概括的な統計情報のみの提供を受けることにした。その結果、構成事業者から安心して情報提供できるようになったと感謝する意見が寄せられただけでなく、集計の正確化・迅速化における効果も認められた。（卸売業・小売業、小規模団体）
- 統計に関するルールを作成するに当たって、それまで行っていた統計情報の全てについてその必要性や公表時期の検討・見直しを行った。問題があるとされてからでは遅いので、統計情報の検討・見直しが行えたことは有益であったと認識している。（製造業、大規模団体）
- 独占禁止法上のリスクを懸念して、構成事業者から統計情報を団体に提供するのではなく、第三者に対して提供するようにできないかと要望があったため、第三者機関と委託契約を締結し、収集データや集計後の結果のデータの提供は当該機関から行うこととした。団体としては、構成事業者の懸念をできるだけ解消するよう努めたい。（製造業、小規模団体）

- 個社データの収集については、拡散や転送を防ぐため、構成事業者から担当者への個社データの提出をFAXで行うこととしており、統計処理についてはネット接続のないパソコンを用意して当該パソコンで作業している。（製造業、小規模団体）
- 統計業務に従事する担当者に対しては、特に厳格に情報の管理、情報の提供時における慎重な取扱いを行わせる必要があるため、定められた統計ルールに反した場合は懲戒の対象になることを明記した誓約書の提出を求めている。これにより担当者の意識も高くなっている。（製造業、中規模団体）
- 職員には数年で出向元に戻る出向者がいることから、団体活動の中で事業者から個々に収集した情報を流出させないために、団体退職後も含め、データ等の秘密情報を漏洩しないことを定めた秘密保持誓約書を提出させている。（製造業、大規模団体）
- 統計に関する会合は、特に独占禁止法上問題がないかを重点的に確認する必要があるとの考えに基づき、資料・議事録について顧問弁護士のチェックを受けることとしている。（製造業、中規模団体）
- 当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査を行った結果、個社データの取扱いについて見直すとともに、独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう、真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。（製造業、大規模団体）

(3) 自主規制等、自主認証・認定等

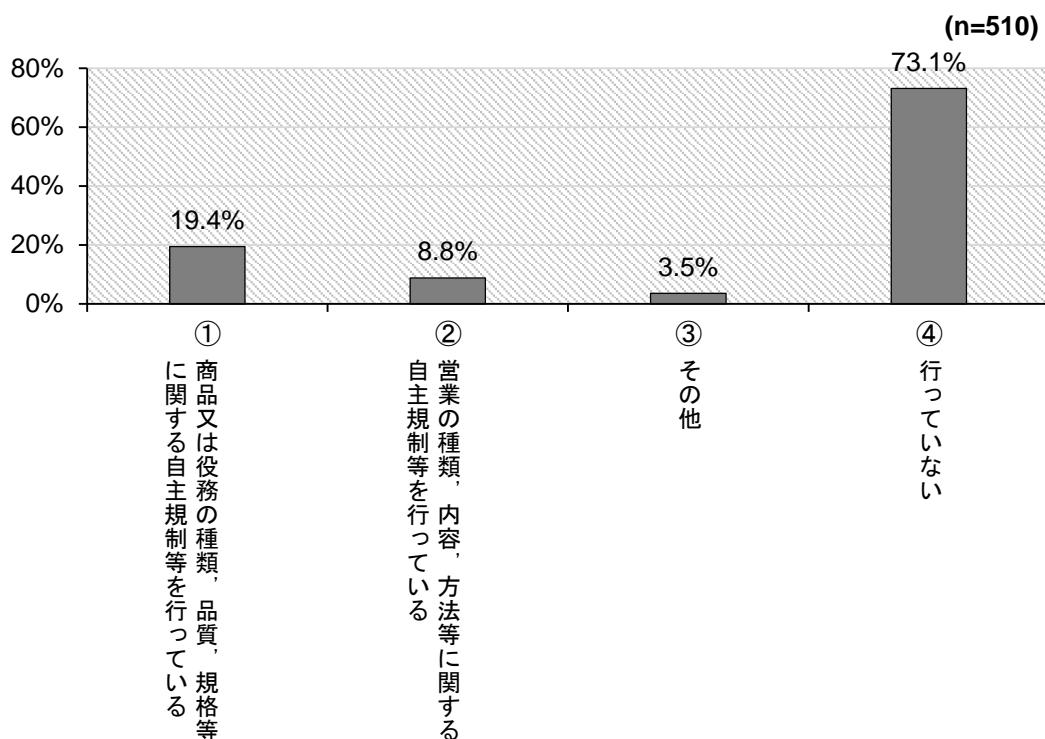
ア　自主規制等の活動の実施状況

アンケート調査において、自主規制等の活動（構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動。）を行っているかについて尋ねたところ、「④行っていない。」との回答が73.1%と最も多く、「①商品又は役務の種類、品質、規格等に関する自主規制等を行っている。」と回答した事業者団体は19.4%、「②営業の種類、内容、方法等（例えば、営業時間、取扱商品、表示等）に関する自主規制等を行っている。」と回答した事業者団体は8.8%であった。

問13 自主規制等、自主認証・認定等

貴団体は、自主規制等（構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動）を行っていますか。（複数選択可）

- ① 商品又は役務の種類、品質、規格等に関する自主規制等を行っている。
- ② 営業の種類、内容、方法等（例えば、営業時間、取扱商品、表示等）に関する自主規制等を行っている。
- ③ その他（具体的に記載してください。）
- ④ 行っていない。



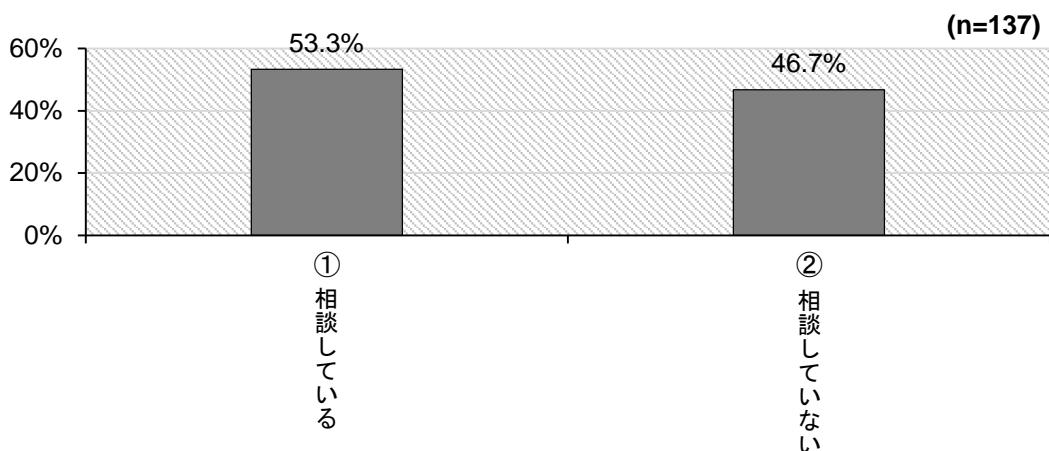
イ 自主規制等の活動に関するルールの整備

アンケート調査において、自主規制等の活動を行っていると回答した事業者団体に対し、自主規制等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談しているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体が 53.3 % であった。

問13-2

問13で選択肢①から③のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、自主規制等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。二つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

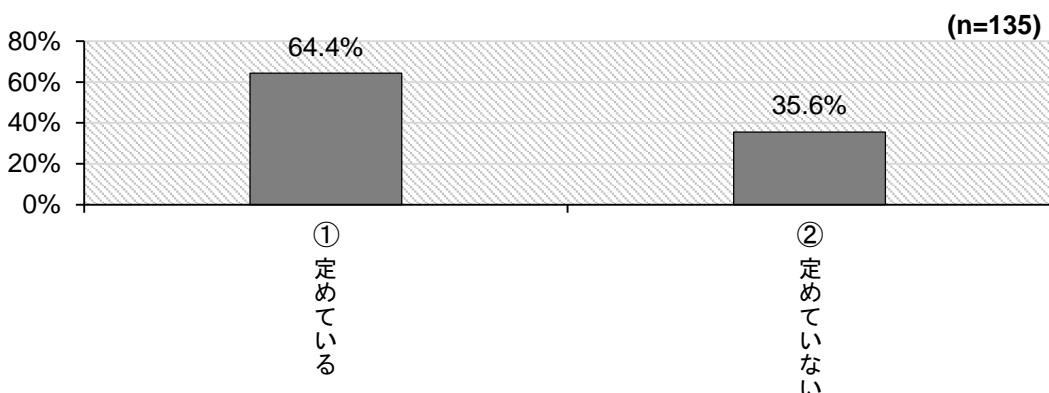


また、自主規制等の活動を行っていると回答した事業者団体に対し、自主規制等の活動に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体が 64.4 % であった。

問13-3

貴団体は、自主規制等の活動に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。

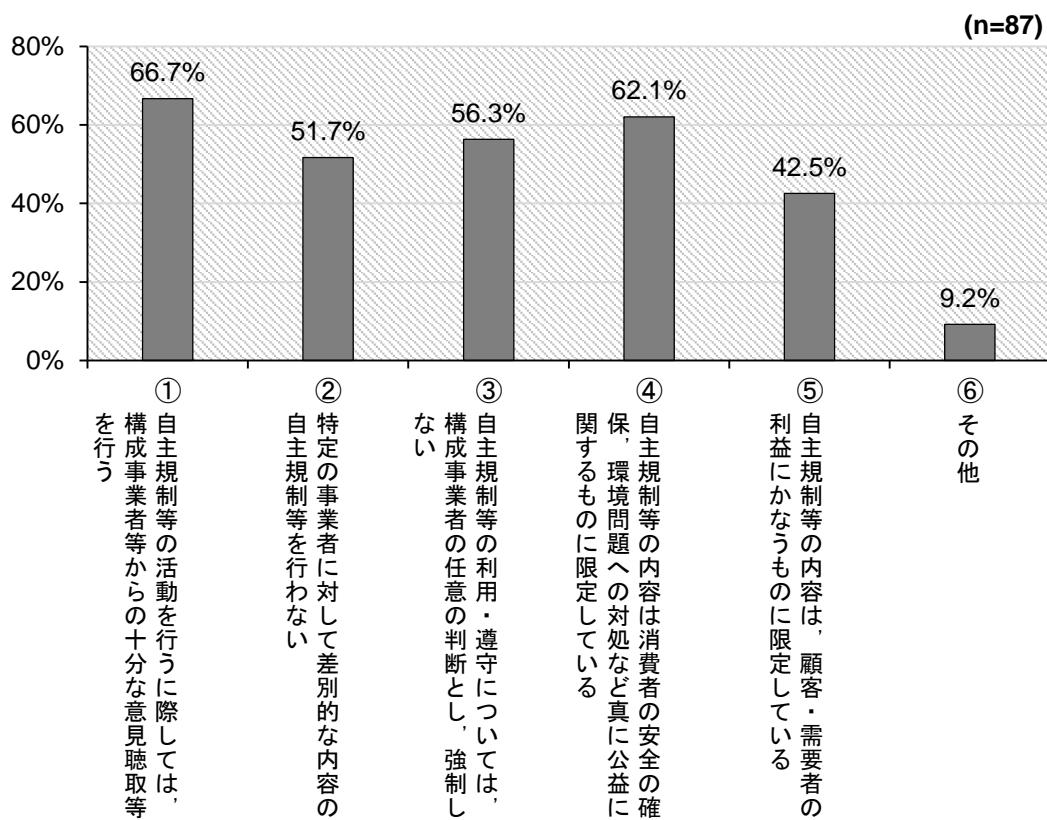


さらに、自主規制等の活動に関するルールを定めていると回答した事業者団体に対し、定めているルールの内容について尋ねたところ、「①自主規制等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。」と回答した事業者団体が 66.7 % と最も多く、「④自主規制等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している。」（62.1 %）、「③自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。」（56.3 %）、「②特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行わない。」（51.7 %）と続いている。

問13－4

問13－3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 自主規制等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。
- ② 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行わない。
- ③ 自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。
- ④ 自主規制等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している。
- ⑤ 自主規制等の内容は、顧客・需要者の利益にかなうものに限定している。
- ⑥ その他(具体的に記載してください。)



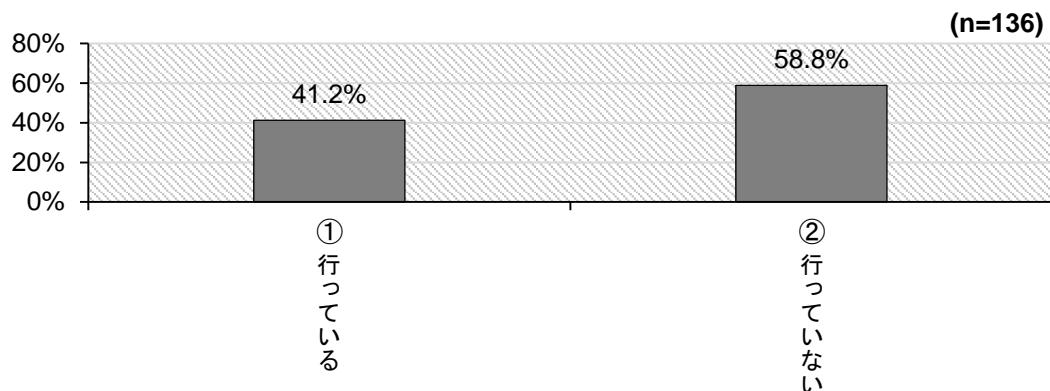
ウ 自主認証・認定等の実施状況

アンケート調査において、自主規制等の活動を行っていると回答した事業者団体に対し、自主認証、認定等（自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせる等の活動）を行っているかについて尋ねたところ、「①行っている。」と回答した事業者団体は41.2%であった。

問13－5

問13で選択肢①から③のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、自主認証・認定等（自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせる等の活動）を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。



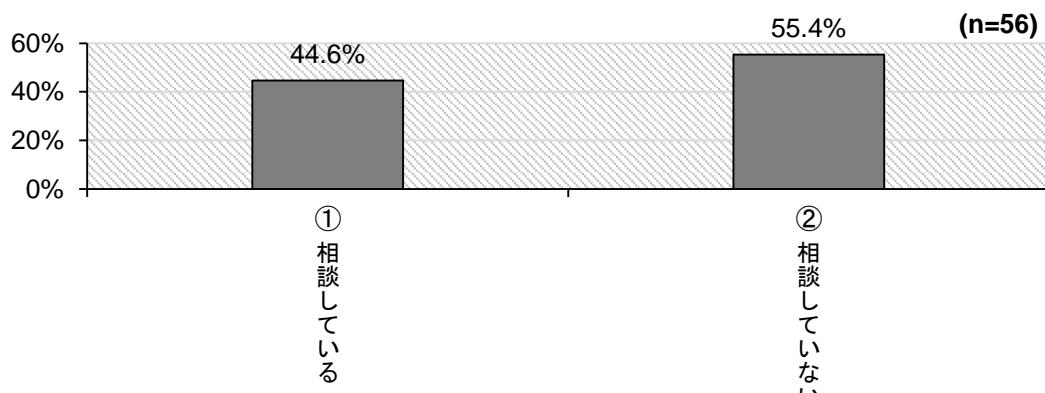
エ 自主認証・認定等の活動に関するルールの整備

アンケート調査において、自主認証、認定等の活動を行っていると回答した事業者団体に対し、自主認証・認定等の活動を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談しているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体は44.6%であった。

問13－6

問13－5で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、自主認証・認定等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

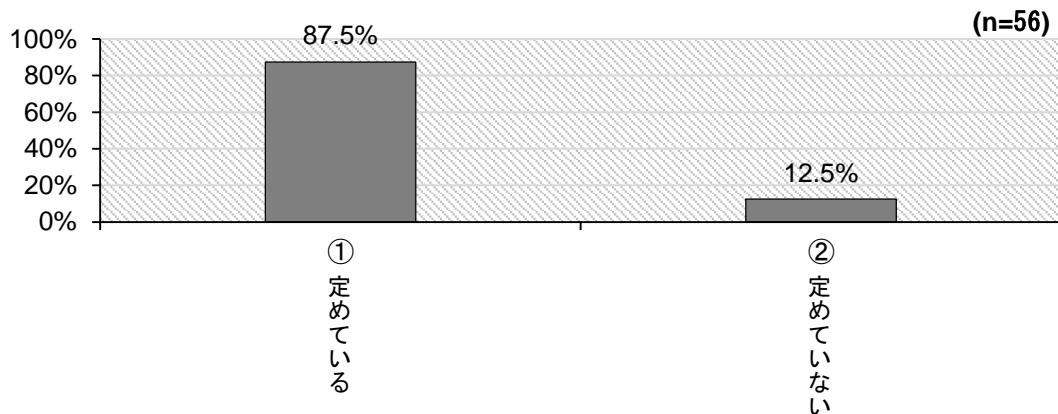


また、自主認証、認定等の活動を行っていると回答した事業者団体に対し、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は87.5%であった。

問13-7

貴団体は、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。

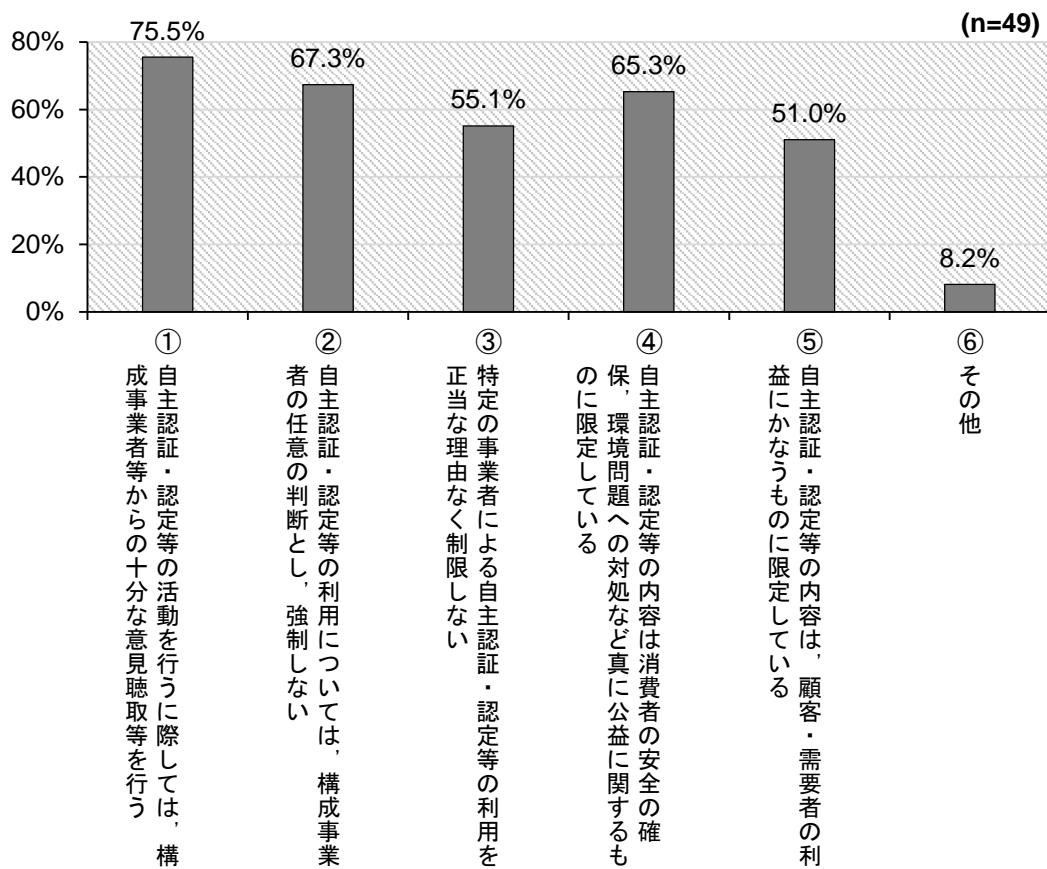


さらに、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めていると回答した事業者団体に対し、定めているルールの内容について尋ねたところ、「①自主認証・認定等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。」と回答した事業者団体が75.5%と最も多く、「②自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。」(67.3%)、「④自主認証・認定等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している」(65.3%)と続いた。

問13-8

問13-7で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 自主認証・認定等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。
- ② 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。
- ③ 特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限しない。
- ④ 自主認証・認定等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している。
- ⑤ 自主認証・認定等の内容は、顧客・需要者の利益にかなうものに限定している。
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 自主規制活動を行う際には、事業者による差別的な取扱いをしないこと、参加を強制しないこと、第三者の意見を十分に聴取することが重要であることを意識させるため、団体において作成したチェックリストを活用するよう指示している。（製造業、大規模団体）

(4) 経営指導

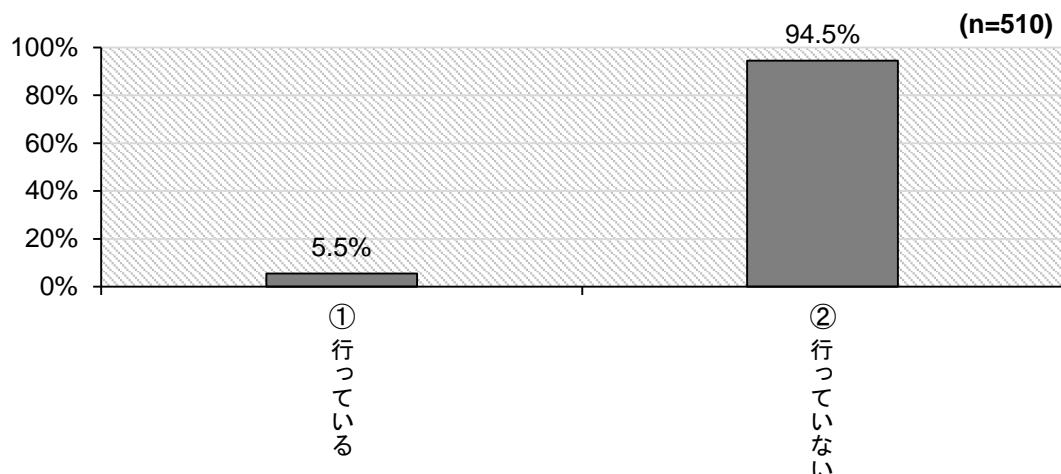
ア 経営指導の実施状況

アンケート調査において、経営指導（構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動）を行っているか（第三者機関に委託している場合も含みます。）について尋ねたところ、「①行っている。」と回答した割合は5.5%であった。

問14 経営指導

貴団体は、経営指導（構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動）を行っていますか（第三者機関に委託している場合も含みます。）。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。



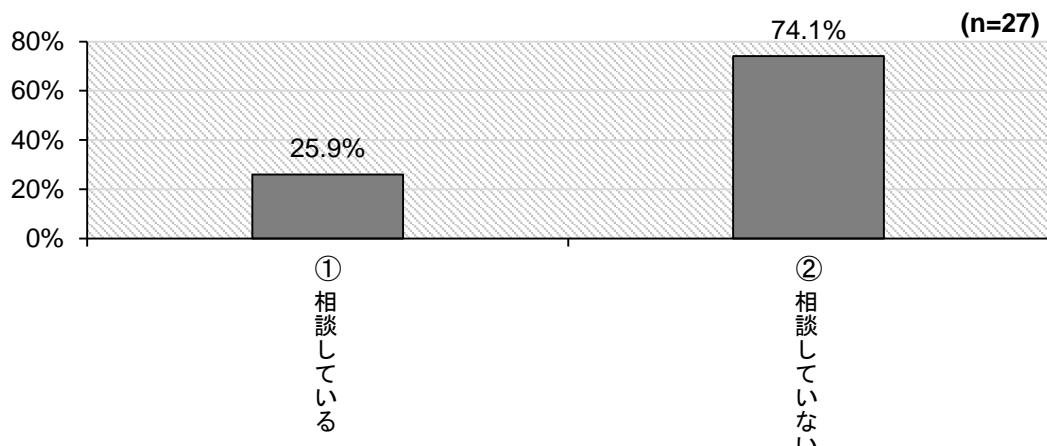
イ 経営指導に関するルールの整備

アンケート調査において、経営指導を行っていると回答した事業者団体に対し、経営指導を行うに際し、独占禁止法上問題ないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談をしているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体は7団体（25.9%）であった。

問14－2

問14で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、経営指導を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

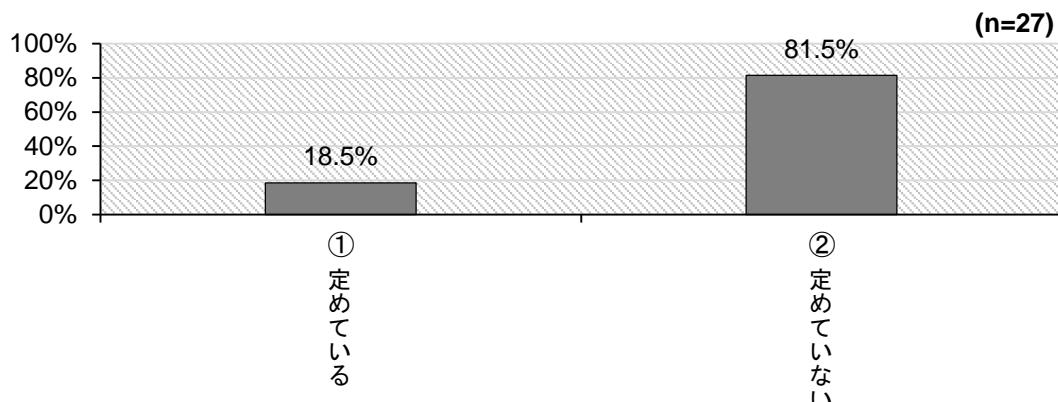


また、経営指導を行っていると回答した事業者団体に対し、経営指導に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は5団体（18.5%）であった。

問14－3

貴団体は、経営指導に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。



経営指導に関するルールを定めていると回答した5団体のうち、4団体が「③構成事業者の求めに応じて行うこととし、強制しない。」こと、1団体が「④構成事業者が供給する商品又は役務の価格等の重要な競争手段に関しては、目安を与えるような指導は行わない。」こと、4団体が「⑤経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練に内容を限定している。」ことをルールとして定めていると回答した（設問において①、②及び⑥と回答した事業者団体はいなかった。）。

問14－4

問14－3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 経営指導の内容について禁止事項を定めている。
- ② 経営指導で得た構成事業者の営業上の秘密に係る情報を他の構成事業者に伝えることを禁止している。
- ③ 構成事業者の求めに応じて行うこととし、強制しない。
- ④ 構成事業者が供給する商品又は役務の価格等の重要な競争手段に関しては、目安を与えるような指導は行わない。
- ⑤ 経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練に内容を限定している。
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）

本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 構成事業者向けの経営に関する説明会を開催する場合には、独占禁止法に抵触するような発言があれば指摘してもらえるように弁護士に同席してもらっている。（製造業、大規模団体）

(5) 共同事業

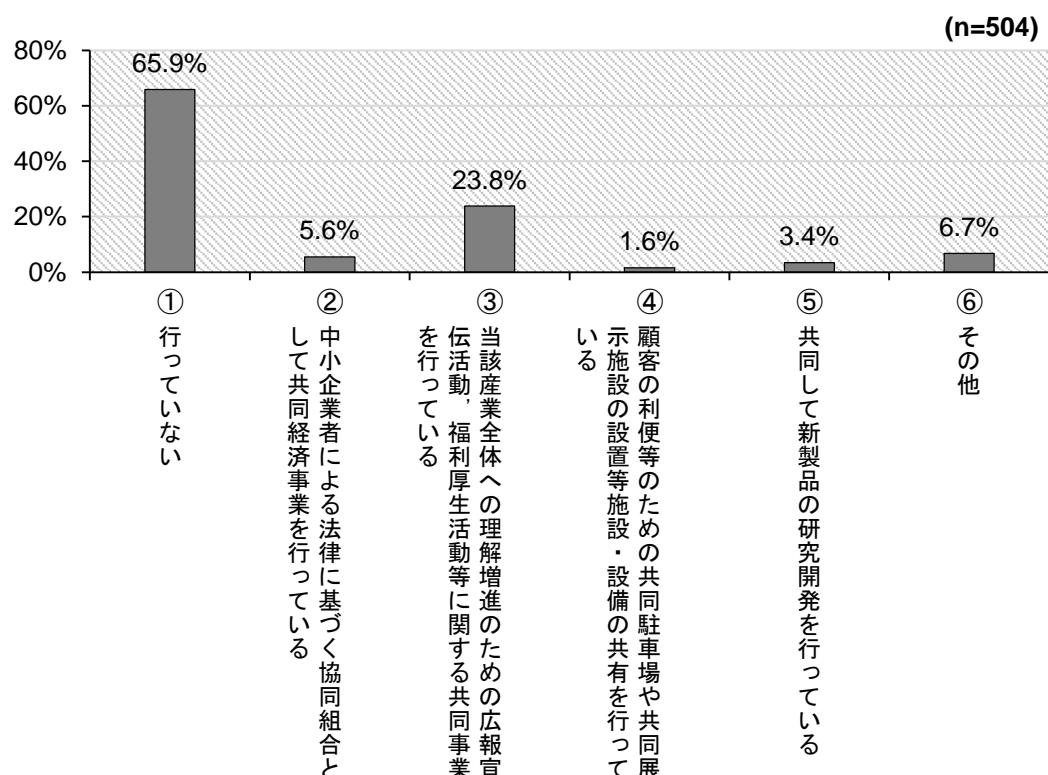
ア 共同事業の実施

アンケート調査において、共同事業を行っているかについて尋ねたところ、「①行っていない。」と回答した事業者団体が 65.9% と最も多かった。また、共同事業の内容については、「③当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等に関する共同事業を行っている。」と回答した事業者団体が 23.8%，「②中小企業者による法律に基づく協同組合として共同経済事業を行っている。」と回答した事業者団体が 5.6% であった。

問15 共同事業

貴団体は、共同事業（構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業。例えば、共同の広報宣伝活動や福利厚生活動、施設・設備の共有、共同研究開発、共同購入、共同販売、共同輸送等）を行っていますか。（複数選択可）

- ① 行っていない。
- ② 中小企業者による法律に基づく協同組合として共同経済事業を行っている。
- ③ 当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等に関する共同事業を行っている。
- ④ 顧客の利便等のための共同駐車場や共同展示施設の設置等施設・設備の共有を行っている。
- ⑤ 共同して新製品の研究開発を行っている。
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）



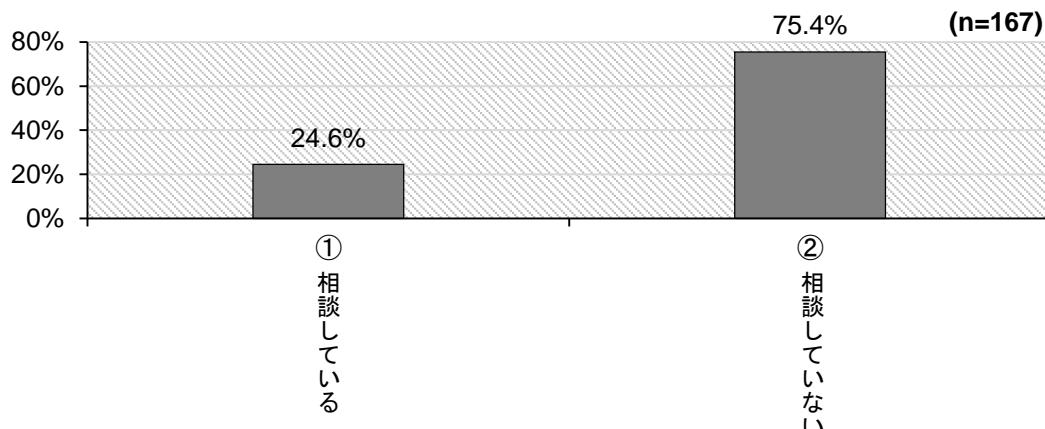
イ 共同事業に関するルールの整備

アンケート調査において、共同事業を行っていると回答した事業者団体に対し、共同事業を行うに際し、公正取引委員会や法律事務所等に相談をしているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体は、24.6%であった。

問15－2

問15で選択肢②から⑥のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、共同事業を行うに際し、独占禁止法上問題がないか公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

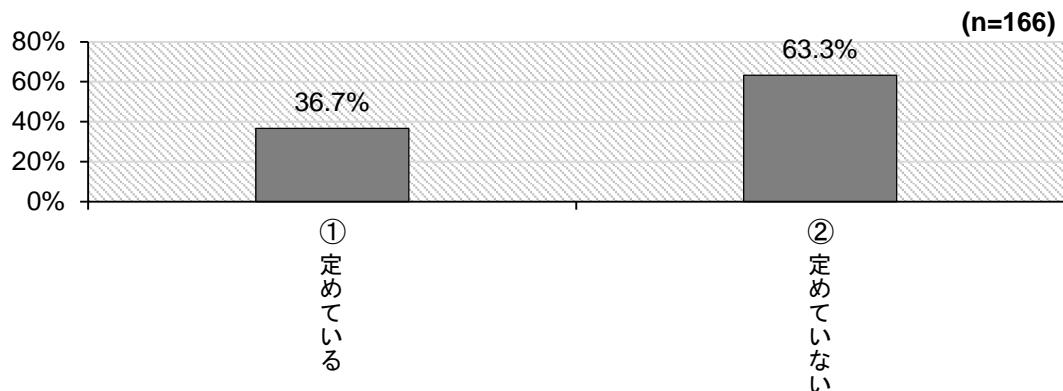


また、アンケート調査において、共同事業を行っていると回答した事業者団体に対し、共同事業に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は36.7%であった。

問15－3

貴団体は、共同事業に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。

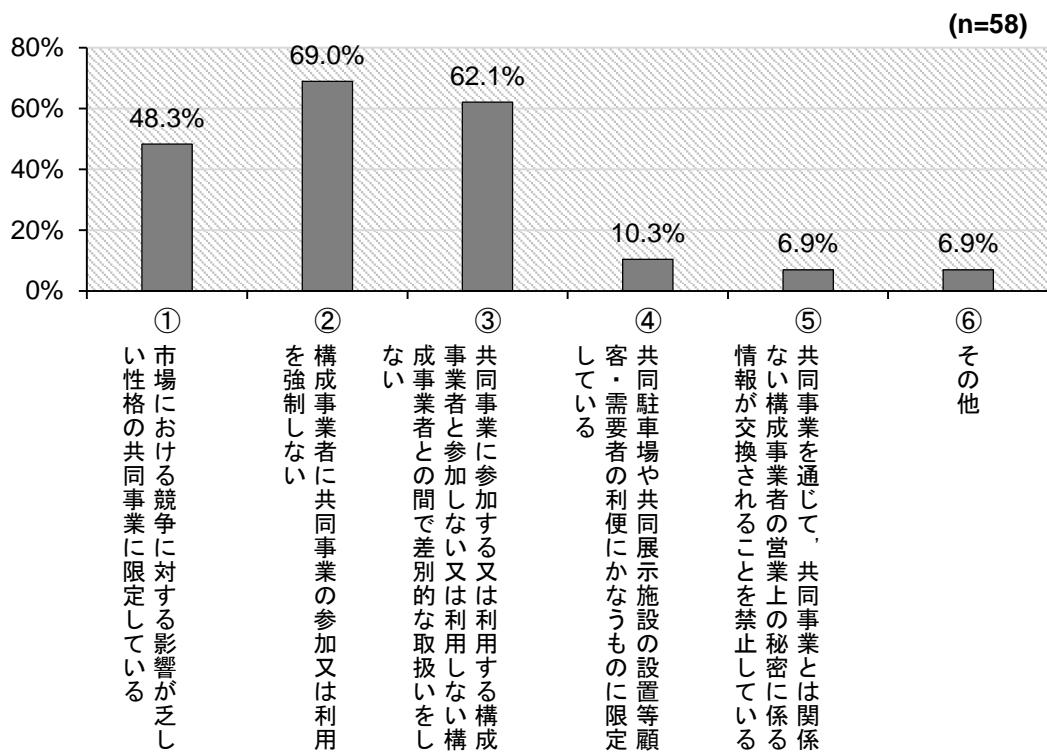


さらに、共同事業に関するルールを定めていると回答した事業者団体に対し、定めているルールの内容について尋ねたところ、「②構成事業者に共同事業の参加又は利用を強制しない。」との回答が 69.0% と最も多く、「③共同事業に参加する又は利用する構成事業者と参加しない又は利用しない構成事業者との間で差別的な取扱いをしない。」との回答が 62.1% と続いた。

問15-4

問15-3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 市場における競争に対する影響が乏しい性格の共同事業（当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等）に限定している。
- ② 構成事業者に共同事業の参加又は利用を強制しない。
- ③ 共同事業に参加する又は利用する構成事業者と参加しない又は利用しない構成事業者との間で差別的な取扱いをしない。
- ④ 共同駐車場や共同展示施設の設置等顧客・需要者の利便にかなうものに限定している。
- ⑤ 共同事業を通じて、共同事業とは関係ない構成事業者の営業上の秘密に係る情報が交換されることを禁止している。
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 共同展示会には構成事業者も参加するところ、事務局員の同時配置など、構成事業者だけにならないよう会合と同様の配慮をしている。（製造業、中規模団体）

(6) 小括

各項目は、いずれも事業者団体固有の具体的な活動に関するものであり、活動の内容によっては、構成事業者の事業活動を拘束し、公正かつ自由な競争を制限するおそれがあるものである。そのため、独占禁止法違反を未然に防止するためには、あらかじめ具体的な活動に即したルールを整備しておくことが重要である。

「会合の運営（前記2(1)）」以外の各項目については、いずれも事業者団体ガイドラインにおいてどのような活動が独占禁止法上問題となるかを示しているため、取組が十分でない事業者団体においては、上記ガイドラインを参考にルールを整備することが望まれる。

また、「会合の運営」についても、事業者団体における会合は構成事業者が接触する「場」であり、独占禁止法上の問題が生じるリスクを伴うものであることから、その運営に当たっては、あらかじめルールを整備しておくことが重要といえる。

この点に関し、アンケート調査においては、会合の運営に関するルールを定めている事業者団体は半数に満たず、取組状況としては不十分な結果であった。

また、会合におけるルールを定めていると回答した事業者団体においても、その内容について、独占禁止法コンプライアンスの観点から直接的に効果があると考えられる「営業業務に携わる者は会合に出席させない。」や「会合において禁止される議題を定めている。」

といったルールを定めている事業者団体は少なかった。

同様に、多くの事業者団体において行われているとの回答があった「統計業務」についても、独占禁止法コンプライアンスの観点からより効果的と考えられる「統計業務を第三者機関に委託している。」や「統計業務に携わる者から誓約書を提出させている。」といったルールを定めている事業者団体は少なかった。

したがって、ルールを定めていない事業者団体に限らず、ルールを定めている事業者団体においても、取組内容について更なる精査と改善が必要であると考えられる。

3 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組

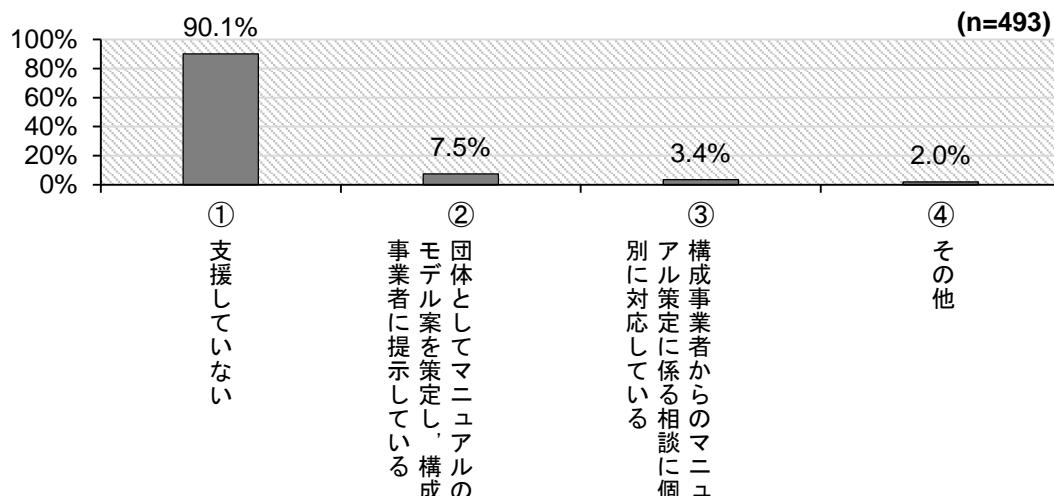
(1) 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

アンケート調査において、構成事業者向けの独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援しているかについて尋ねたところ、「①支援していない。」と回答した事業者団体が 90.1 % であり、ほとんどの事業者団体が支援を行っていない状況であった。

問16 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

貴団体は、貴団体の構成事業者に対して、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援していますか。(複数選択可)

- ① 支援していない。
- ② 団体としてマニュアルのモデル案を策定し、構成事業者に提示している。
- ③ 構成事業者からのマニュアル策定に係る相談に個別に対応している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 企業のコンプライアンス・マニュアルは、それぞれの企業の実状に合わせて作成する必要があるものの、ある程度の取組は共通したものとなると思われること、また、中小企業会員にはノウハウが無いと思われることから、コンプライアンス・マニュアル作成

の際の参考にしてもらうための手引きを作成して配布した。（製造業、中規模団体）

- 構成事業者に中小事業者が多いところ、個々に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことは難しいため、団体において独占禁止法遵守マニュアルの雛形を作成し、これを参考に各社で作成するよう説明会を開催した。このような団体による構成事業者への支援は業界全体の発展にもつながるものと考えて取組をしている。（その他、大規模団体）
- 事業者団体において、団体職員向けに独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したことを構成事業者に周知したところ、構成事業者の多くが自社の独占禁止法コンプライアンス・マニュアル又はその参考として活用したいとの申出があり、大変喜ばれた。（製造業、大規模団体）
- 過去に業界で独占禁止法違反事件が発生したため、違反が繰り返されないよう、コンプライアンス・マニュアルのモデル案を作成した。また、理解してもらう内容は、役職や担当部門によっても異なることから、別にして作成した。（製造業、大規模団体）

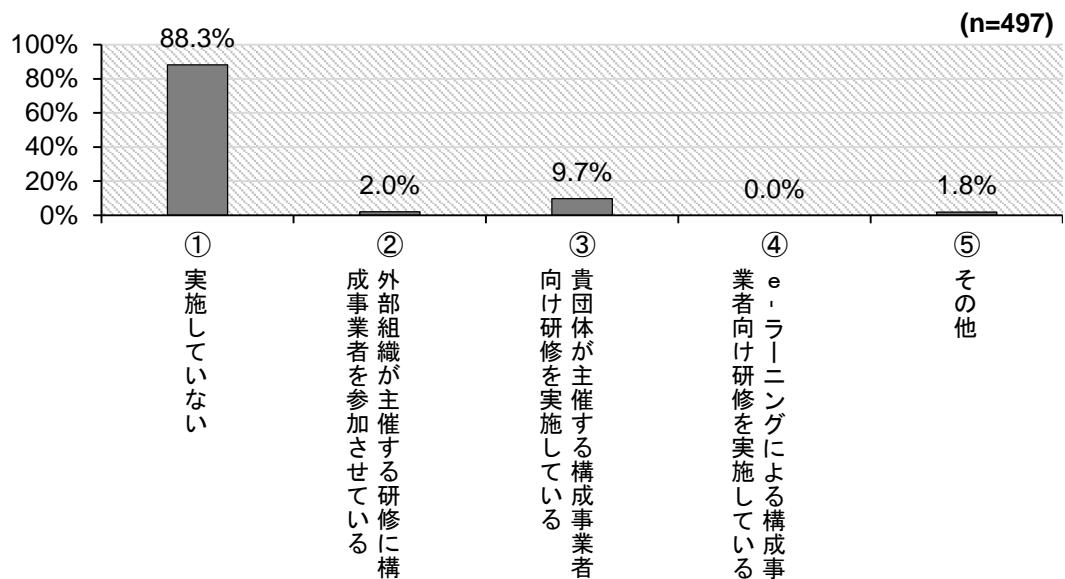
（2）構成事業者向け独占禁止法研修の実施

アンケート調査において、構成事業者に対する独占禁止法に関する研修を実施しているかについて尋ねたところ、「①実施していない。」と回答した事業者団体が88.3%であり、ほとんどの事業者団体が構成事業者向け独占禁止法研修を実施していない状況であった。

問17 構成事業者向け独占禁止法研修の実施

貴団体は、貴団体の構成事業者に対して、独占禁止法に関する研修を実施していますか。（複数選択可）

- ① 実施していない。
- ② 外部組織（法律事務所、企業研修会社等）が主催する研修に構成事業者を参加させている。
- ③ 貴団体が主催する構成事業者向け研修（④を除きます。）を実施している。
- ④ e-ラーニングによる構成事業者向け研修を実施している。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 独占禁止法に関する説明会を業界動向の説明会とセットにして開催するなど、参加者を増やすための工夫をしている。（その他、小規模団体）
- 団体の費用負担を少しでも抑える観点から、同業種の他の事業者団体と共同で研修会を開催している。これにより定期的な開催が可能となっている。（その他、小規模団体）
- 構成事業者向けの研修に際しては、継続的な取組とともに、多数の方に出席してもらうことが重要であるので、1社当たりの人数制限は設けず、できる限り参加してもらうよう呼び掛けている。（製造業、小規模団体）
- 構成事業者向けの研修会に参加しなかった構成事業者に対し、使用した資料及びメモを送付している。（その他、大規模団体）
- 構成事業者から海外の競争法についての研修も実施してほしいと要望があったため、構成事業者に取引先が多い中国の独占禁止法に関する研修を行った。（製造業、大規模団体）

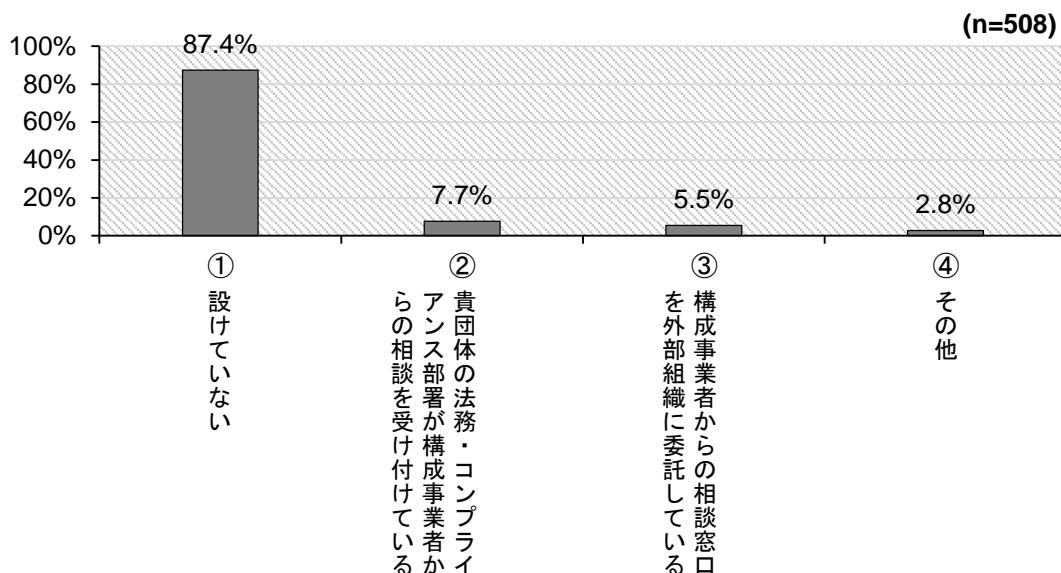
(3) 構成事業者向け法務相談体制の整備

アンケート調査において、構成事業者が利用できる法務相談窓口を設置しているかについて尋ねたところ、「①設けていない。」と回答した事業者団体が87.4%であり、ほとんどの事業者団体が、構成事業者が利用できる法務相談窓口を設置していない状況であった。

問18 構成事業者向け法務相談体制の整備

貴団体は、貴団体の構成事業者が利用できる法務相談窓口（構成事業者が行う業務について独占禁止法に抵触するか否か疑問や不安を感じた場合、相談を受け付ける窓口）を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 貴団体の法務・コンプライアンス部署が構成事業者からの相談を受け付けている。
- ③ 構成事業者からの相談窓口を外部組織（法律事務所等）に委託している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 問題が発生してしまってからでは遅いので、団体活動の連絡の場において、自社の取組等について不明な点があった場合には、団体及び外部窓口を利用するよう折に触れて促している。いざという場合に相談できる場所があることは、構成事業者に対して安心感を与えている。（その他、大規模団体）
- 構成事業者のほとんどが中小零細企業であり、構成事業者が単独で法務相談体制を整えることは難しい面もあるため、当団体において相談窓口を整えたところ、多数の相談が寄せられるようになった。（その他、小規模団体）

(4) 独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援の取組

本調査において前記(1)～(3)以外の構成事業者に対する独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組について尋ねたところ、次のような例がみられた。

- 構成事業者に、独占禁止法の留意事項を記載した文書を常時携帯してもらうに当たり、タブレット端末等の電子機器を携帯している者が多いことを踏まえ、PDF形式で団体のホームページに掲載し、構成事業者にダウンロードして携帯するよう呼び掛ける

ようにした。（卸売業・小売業、中規模団体）

- 構成事業者が効率的・効果的に競争法関連情報が収集できるようにするため、専用フォルダを設置し、情報提供している。（卸売業・小売業、小規模団体）
- 業界全体の取組として、毎年コンプライアンスの理解促進のための強化月間を定め、月間中は、団体で作成したポスターに構成事業者の部門ごとの責任者の自筆署名を入れ、フロアに掲載するよう促している。構成事業者の中には、自主的に期間を延長して取組をしている者もいる。（製造業、大規模団体）
- 構成事業者が「してはならないこと」等を記載した「独占禁止法遵守カード」を作成、配布し、常時携行を促している。（建設業、中規模団体）
- 構成事業者の中でも中小企業は大手企業と比べて情報収集力が不足していることから、情報収集力の低い中小企業側に目線を置いて、独占禁止法違反事件の報道発表資料等の関連情報は事務局が入手した段階で全構成事業者に情報提供する情報支援を行っている。（製造業、中規模団体）

（5）小括

独占禁止法違反を未然に防止するためには、事業者団体自らと構成事業者の双方において独占禁止法コンプライアンスの取組が行われることが望まれるが、多くの事業者団体が中小事業者を構成事業者としており、その中には自ら十分な独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことが難しいものもあると考えられる。

そのため、企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組は、本来的には構成事業者である各企業において取り組まれることが望ましいが、個々の構成事業者に任せていたのでは、全体としての取組がなかなか進まない場合も想定されることから、必要に応じ、事業者団体から構成事業者に対し、独占禁止法コンプライアンスについて支援を行うことが望まれる。

アンケート調査においては、現状、いずれの項目においてもおよそ9割の事業者団体が構成事業者に対して支援を行っていないとのことであったが、一般的に事業者団体の多くが自ら独占禁止法コンプライアンスに取り組むに当たり困難を伴う中小事業者を構成事業者としていることを踏まえると、これらの中小事業者を中心に支援の取組を行う余地は多分に残っているものと考えられる。

4 独占禁止法コンプライアンスを推進する意義・課題

（1）独占禁止法コンプライアンスを推進する意義

本調査において、独占禁止法コンプライアンスを推進する意義について尋ねたところ、次のような回答がみられた。

- 当団体が独占禁止法コンプライアンスに取り組むきっかけとなったのは、構成事業者から、独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいない団体の活動に参加することはリスクを伴うのではないかといった指摘を受け、取組を検討してほしいと依頼を受けたためである。構成事業者に安心して活動を行っていただくためにも、団体における独占禁止法コンプライアンスを整備することは意義がある。（製造業、小規模団体）
- 複数の団体に加入している構成事業者の中には、毎年、加入する団体の見直しを行っているところも多く、考慮事項に独占禁止法コンプライアンス・マニュアル等の整備も含まれると聞いている。そのため、独占禁止法コンプライアンスの取組を推進することは、団体を維持・発展させていくためにも必要である。（卸売業・小売業、小規模団体）
- 独占禁止法違反事件に関する報道があるたびに、大手企業ほど団体活動に消極的になる傾向が見受けられることから、構成事業者が安心して団体活動に携わるように独占禁止法コンプライアンスを推進することが重要であると考えている。（製造業、小規模団体）
- 団体の活動に参加すること自体にカルテルを疑われるリスクがあると考えており、構成事業者にもそのような懸念をする向きがある。そのため当協会としては団体としてのコンプライアンスを推進することで、法令違反のリスクの芽を摘むことに加えて構成事業者の懸念を払拭することができると考えている。（製造業、小規模団体）
- 統計事業や会合の運営は、業界団体の重要な活動であり不可欠であるところ、これらについてコンプライアンス規程を明確化・厳格化し、その運用強化と関係者への周知徹底をすることは、団体の活動における競争法違反の未然防止効果が高い。（製造業、大規模団体）
- 構成事業者に独占禁止法違反が認められた場合の業界全体への悪影響を考慮すると、団体としてのコンプライアンスの推進はもとより、独占禁止法コンプライアンスの意識が高いとはいえない中小企業等の構成事業者に対する競争法関連情報の提供等による定期的な周知・意識付けのための支援の取組を推進することも、非常に意義がある。（製造業、小規模団体）

(2) 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題

アンケート調査において、独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題について尋ねたところ、次のような回答がみられた。

- 取り組むための人員や予算が不足している。（製造業、小規模団体）
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したものの、それ以降改訂をしてお

らず、団体役職員・構成事業者に対する教育も定期的に行っていない。（製造業、大規模団体）

- 団体役職員には団体において採用された職員と構成事業者からの出向者がおり、また、バックグラウンドも技術系、事務系と様々であり、これら職員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識、理解度にどの程度差があるか把握できていない。（製造業、中規模団体）
- 構成事業者の企業規模は大小様々であるため、各社に合わせた独占禁止法等のコンプライアンスに係る取組を展開していくことが課題となっている。（建設業、小規模団体）
- 団体として独占禁止法コンプライアンスの指針を作成し、その内容を職員及び構成事業者に周知しているが、特に構成事業者による意識の差がある点が課題である。構成事業者にも意見を聴きながら、事例の具象化を進めること等により、全ての構成事業者に理解してもらえるようなマニュアルに改訂することが課題である。（製造業、中規模団体）
- ルールは整備したものの、このルールを団体役職員に徹底することが課題である。コンプライアンスに抵触するような行為に対しては、毅然とした対応とするようにルールの厳格化を図っていきたい。（製造業、大規模団体）
- 団体の活動について、構成事業者にアンケートを行ったところ、コンプライアンス規程の整備の取組について、当該取組に共感できるとする回答がほぼ100%であったのに対し、その規程の認知度は低いことがわかった。団体として積極的な周知活動を行うことが課題である。（製造業、中規模団体）
- 独占禁止法コンプライアンスの取組を日常業務の一環として継続していくことはもちろん、事務職員である出向者が短期間で異動するため、独占禁止法コンプライアンスに係る研修・引継ぎをしっかりと行うことが課題である。（卸売業・小売業、小規模団体）
- 海外展開をしている構成事業者も多いことから、海外の競争法に留意していく必要がある。（製造業、小規模団体）

5 事業者団体のシェア別、業種別及び団体事務局員数別の分析（クロス集計）

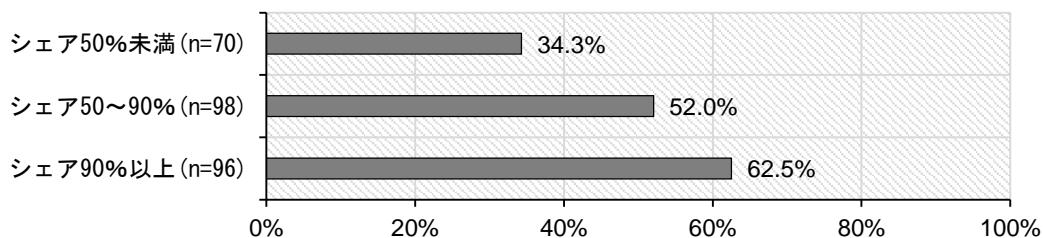
事業者団体のシェア別¹³（業界全体の売上高等に占める事業者団体の構成事業者の売上高等の割合）、業種別¹⁴及び事業者団体の事務局の規模別¹⁵による事業者団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスに関するアンケート調査結果のうち、主な取組について以下のような特徴が認められた。

(1) シェア別の分析

ア 独占禁止法コンプライアンスの取組全般（問1）

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において34.3%，同50～90%において52.0%，同90%以上において62.5%となっており、シェアが高い事業者団体ほど、何らかの取組を行っているものの、シェア90%以上の事業者団体にあっても4割近くが取組を行っていない。

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている（問1）



イ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定（問5）

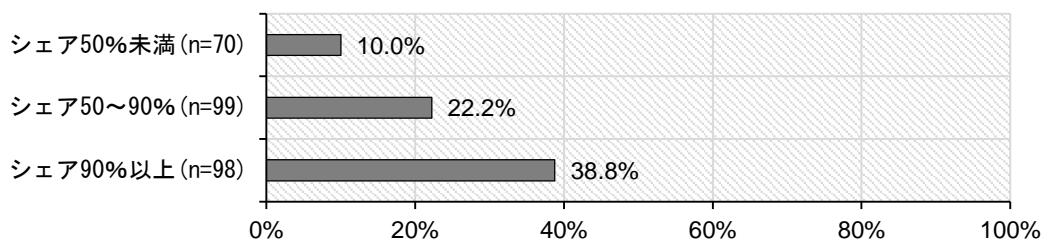
独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において10.0%，同50～90%において22.2%，同90%以上において38.8%となっており、シェアが高い事業者団体ほど独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定しているものの、シェア90%以上の事業者団体であっても6割以上が策定していない。

¹³ シェアを①50%未満、②50%以上～90%未満、③90%以上に3分類した。

¹⁴ 業種別分類は、過去に談合・カルテル等の独占禁止法違反事件が多い「製造業」及び「建設業」に加え、回答数の多い「卸売業・小売業」と「その他」の4分類とした。

¹⁵ 事務局員数を①10人未満、②10人～19人、③20人以上に3分類した。

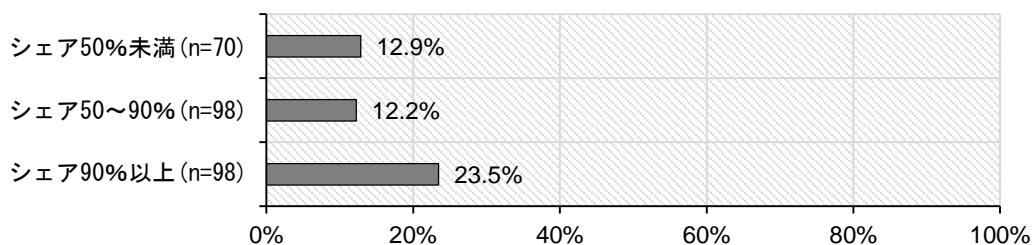
独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している（問5）



ウ 独占禁止法研修の実施（問6）

団体役職員向けに独占禁止法に関する研修を実施している事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において12.9%，同50~90%において12.2%，同90%以上において23.5%となっており、シェア90%以上のシェアの高い事業者団体であっても7割以上が実施していない。

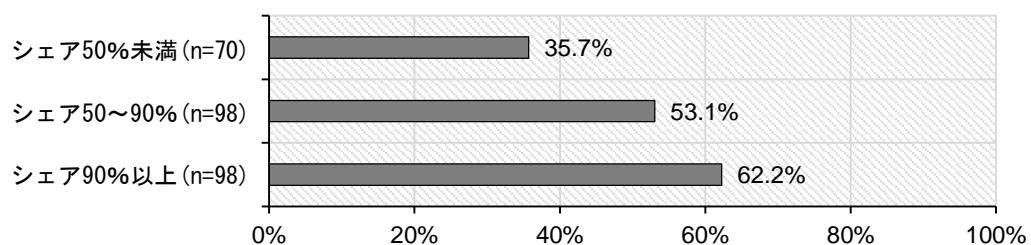
独占禁止法に関する研修を実施している（問6）



エ 会合の運営ルールの整備（問11）

構成事業者が参加する会合の運営に関するルールを定めている事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において35.7%，同50~90%において53.1%，同90%以上において62.2%となっており、シェアが高い事業者団体ほど会合の運営ルールを定めているものの、シェア90%以上の事業者団体にあっても、4割近くがルールを定めていない。

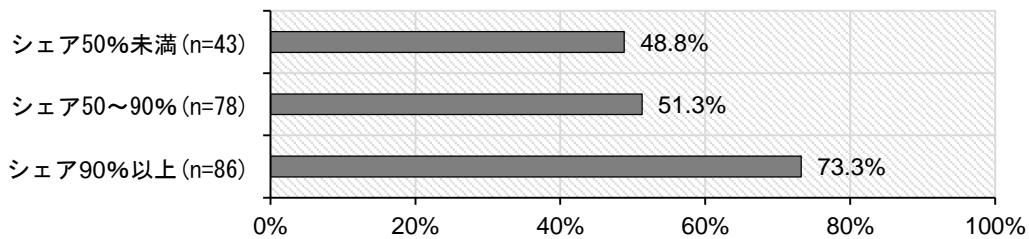
会合の運営に関するルールを定めている（問11）



オ 統計業務のルールの整備（問12－3）

統計業務に関するルールを定めている事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において48.8%，同50～90%において51.3%，同90%以上において73.3%となっており、シェアが高い事業者団体ほど統計業務に関するルールを定めている。

統計業務に関するルールを定めている（問12－3）



カ 小括

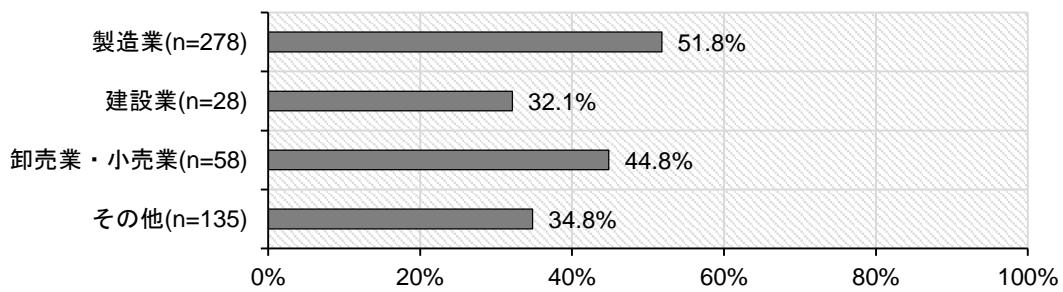
業界全体の売上高等に占める事業者団体の構成事業者の売上高等のシェアが高い事業者団体においては、一たび共同行為が行われれば競争が制限されることとなりやすいため、事業者団体の個々の活動において、一層注意を払う必要がある。調査結果からは、概してシェアが高い事業者団体の方が取組状況は良い状況がうかがわれるが、それでも未だ十分な水準とはいえず、芳しい状況とはいえない。中には、シェアの低い事業者団体の方が取り組んでいる割合の高い項目も見受けられた。特にシェアが高い事業者団体で十分な取組を行っていない項目がある場合には、早急に対応することが必要と考えられる。

(2) 業種別の分析

ア 独占禁止法コンプライアンスの取組全般（問1）

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている事業者団体の業種別の割合は、製造業において51.8%，建設業において32.1%，卸売業・小売業において44.8%，その他の業種において34.8%となっており、何らかの取組を行っている割合が最も高い製造業であっても、約5割の事業者団体が取組を行っていない。

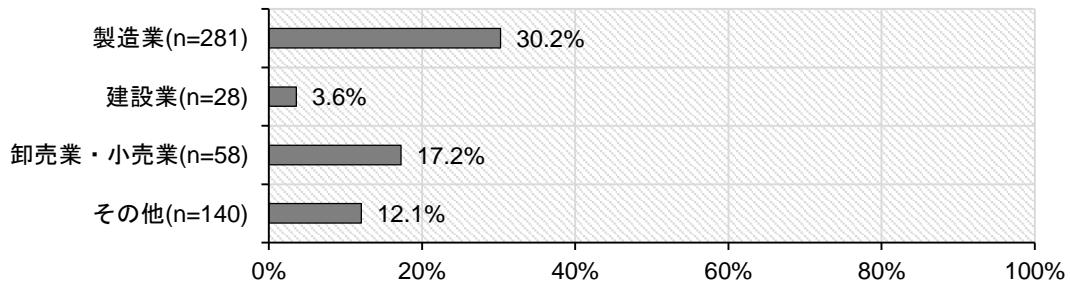
独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている(問1)



イ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定（問5）

独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している事業者団体の業種別の割合は、製造業において30.2%，建設業において3.6%，卸売業・小売業において17.2%，その他の業種において12.1%となっており、業種にかかわらず策定している割合が低いが、特に建設業において顕著である。

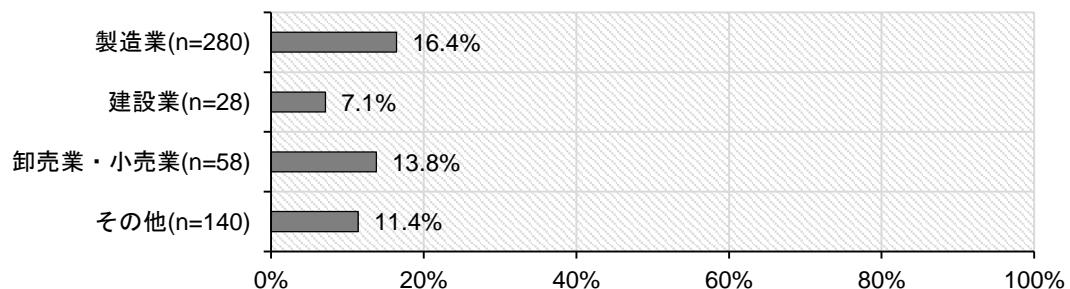
独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している（問5）



ウ 独占禁止法研修の実施（問6）

団体役職員向けに独占禁止法に関する研修を実施している事業者団体の業種別の割合は、製造業において16.4%，建設業において7.1%，卸売業・小売業において13.8%，その他の業種において11.4%となっており、業種にかかわらず実施している割合が低いが、特に建設業においては顕著である。

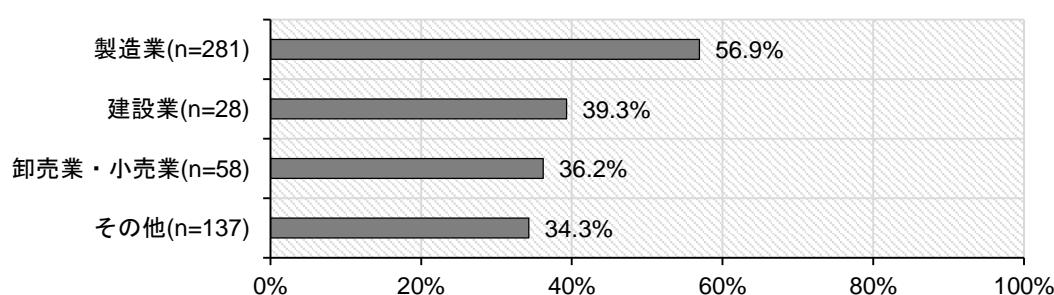
独占禁止法に関する研修を実施している（問6）



エ 会合の運営ルールの整備（問11）

構成事業者が参加する会合の運営に関するルールを定めている事業者団体の業種別の割合は、製造業において56.9%，建設業において39.3%，卸売業・小売業において36.2%，その他の業種において34.3%となっており、ルールを定めている割合が最も高い製造業であっても、約4割の事業者団体が会合の運営ルールを定めていない。

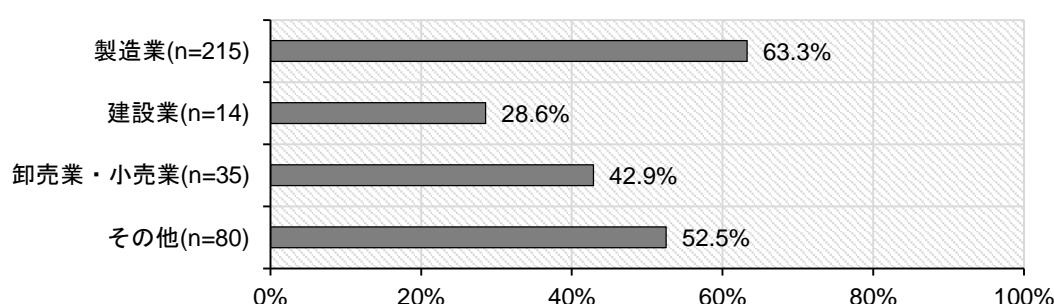
会合の運営に関するルールを定めている（問11）



オ 統計業務のルールの整備（問12-3）

統計業務に関するルールを定めている事業者団体の業種別の割合は、製造業において63.3%，建設業において28.6%，卸売業・小売業において42.9%，その他の業種において52.5%となっており、特に建設業において、統計業務のルールを定めていない事業者団体の割合が高い。

統計業務に関するルールを定めている（問12-3）



カ 小括

これまで価格カルテル事件等の独占禁止法違反事件が多く見受けられている製造業においては、事業者団体による取組が比較的進んでいるが、それでも半数を超える事業者団体が取組を行っていない項目があり、未だ十分な水準とはいえない。

また、入札談合事件等の独占禁止法違反事件が多く見受けられている建設業においては、事業者団体による取組の実施が期待されたものの、今回の調査では、取組が余り

進んでいないことが分かった。

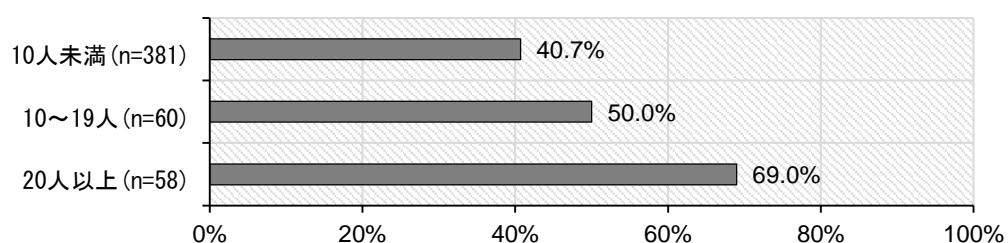
取組状況としては全般的に芳しい状況にあるとはいえず、特に、過去に独占禁止法違反事件があった業界の事業者団体においては、事業者団体による独占禁止法コンプライアンスの取組の推進が強く求められる。

(3) 事務局の規模別の分析¹⁶

ア 独占禁止法コンプライアンスの取組全般（問1）

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている事業者団体の事務局員数別の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において40.7%，10人～19人において50.0%，20人以上において69.0%となっており、事務局員数が多いほど取組が行われているものの、20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体であっても、3割超が取組を行っていない。

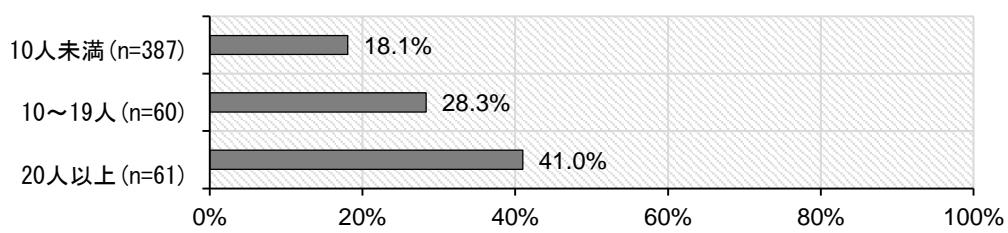
独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている（問1）



イ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定（問5）

独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している事業者団体の事務局員数別の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において18.1%，10人～19人において28.3%，20人以上において41.0%となっており、事務局員数が多い事業者団体ほど独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定しているものの、事務局員数20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体にあっても6割近くが策定していない。

独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している（問5）

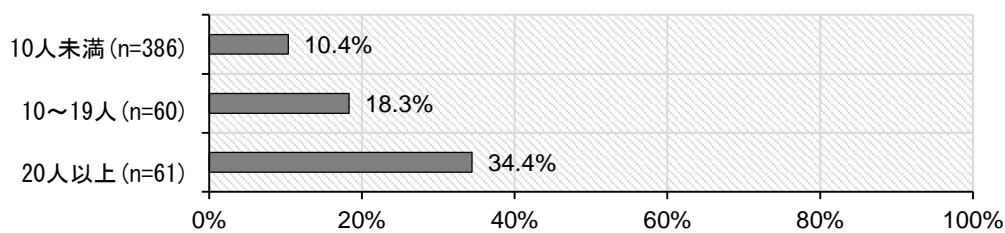


¹⁶ 事業者団体の規模を示す指標としては、構成事業者の数、資本金、出資金等が挙げられるが、ここでは実際に事業者団体の運営に携わる事務局員数に着目し、その多寡を事務局の規模の指標として、取組状況の比較を行った。

ウ 独占禁止法研修の実施（問6）

団体役職員向けに独占禁止法に関する研修を実施している事業者団体の事務局員数別の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において10.4%，10人～19人において18.3%，20人以上において34.4%となっており、事務局員数が多い事業者団体ほど独占禁止法に関する研修を実施しているものの、事務局員数20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体の6割近くが実施していない。

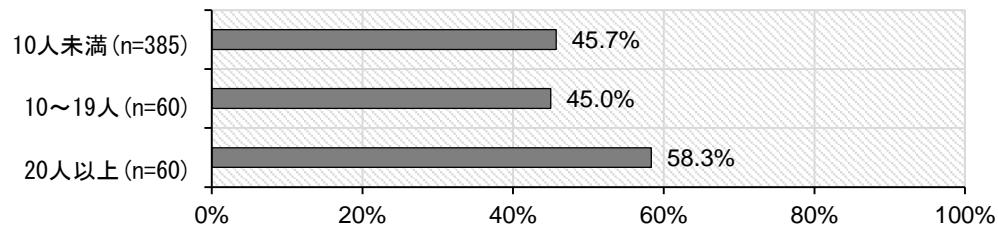
独占禁止法に関する研修を実施している（問6）



エ 会合の運営ルールの整備（問11）

構成事業者が参加する会合の運営に関するルールを定めている事業者団体の事務局員数別の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において45.7%，10人～19人において45.0%，20人以上において58.3%となっており、事務局員数20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体にあっても4割超が会合の運営ルールを定めていない。

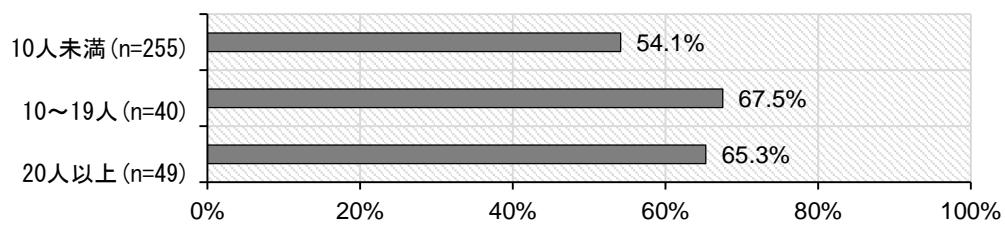
会合の運営に関するルールを定めている（問11）



オ 統計業務のルールの整備（問12－3）

統計業務に関するルールを定めている事業者団体の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において54.1%，10人～19人において67.5%，20人以上において65.3%となっており、事務局員数20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体にあっても3割超が統計業務のルールを定めていない。

統計業務に関するルールを定めている（問12-3）



力 小括

概して、事務局の規模が大きい事業者団体の方が各種の取組を行っている傾向にあるが、項目の中には、ルールの整備のように事務局の規模が小さい事業者団体の方が、取組が進んでいるものも見受けられた。いずれにせよ、全般的に未だ十分な水準とはいえない、より一層の取組が求められる。

事務局の体制が十分ではなく、各般の取組に支障があるという点についてはやむを得ない側面もあるが、そのような事業者団体であっても、例えば、複数の事業者団体による共同での取組や外部委託により、独占禁止法コンプライアンスを推進していくことが望まれる。

第3 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの推進に向けて

1 独占禁止法コンプライアンスに対する意識

前記第2の1ないし3のとおり、多くの項目においても独占禁止法コンプライアンスの取組を行っている事業者団体は半数に満たないという実態が明らかとなった。

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っているかの問い合わせ（前記第2の1(1)参照）について、「②行っていない。」と回答した事業者団体は、その理由について、「①問題が発生していないため」との回答が最も多く（60.4%），次いで「⑥構成事業者が対応すべき問題と考えているため」との回答が多く（38.9%）なっており、一方、独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を「①行っている。」と回答した事業者団体においても、取組を行った契機について、「①構成事業者から要望があつたため」との回答が最も多く（54.9%）なっている。

これらのことから、現状、事業者団体の独占禁止法コンプライアンスへの意識は全般的に高いとはいえない状況にある。

2 独占禁止法コンプライアンスの課題と意義

独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題について、独占禁止法コンプライアンスに関する何らかの取組を行っている事業者団体においては、「策定したマニュアルの見直し」や「定期的な研修の開催」の必要性など、前向きな回答がみられる一方、「取り組むための人員や予算が不足している。」、「取り組むためのノウハウがない。」といった、そもそも独占禁止法コンプライアンスに取り組む以前の課題を挙げる回答も少なからず見受けられた（前記第2の4(2)参照）。

独占禁止法コンプライアンスを推進する意義については、「構成事業者が安心して団体活動に参加できるようになる。」、「構成事業者に対する意識付けができる。」といった前記第2の4(1)のような前向きな回答が得られており、独占禁止法コンプライアンスに関する何らかの取組を行っている事業者団体においては、課題を残しつつも、取り組むことについては一定の意義があるものと認識されていることがうかがえる（前記第2の4(1)参照）。

事務局の規模の違いによる取組状況については、前記第2の5(3)の分析結果のとおり、概して規模が大きい事業者団体の方が取組を行っている傾向があるものの、大きな差異はみられず、規模が小さい事業者団体であっても、高い意識や強い危機感を持っている事業者団体は十分な取組を行っているといえ、取組を行っているか否かの違いは、独占禁止法コンプライアンスの重要性に対する認識の差異によるところが大きいのではないかと考えられる。この点に関し、事務局の規模が比較的大きい事業者団体であっても、独占禁止法コンプライアンスの取組は構成事業者が対応すべき問題であるなどとして、取組を行っていないしているものもあるが、同業他社同士の接触機会が必然的に生じることなど、事業者団体の活動特有の独占禁止法上のリスクがあることを踏まえると、その対策については企業における取組の必要性以上のものがあるともいえる。

事業者団体に関連する独占禁止法違反事件が数多く発生している状況を踏まえると、独占禁止法コンプライアンスの取組を行っている事業者団体においては、現状の課題を把握して

取組を推進し、取組を行っていない団体においては、本調査をきっかけとして取組を始めることが望まれる。

3 事業者団体における独占禁止法コンプライアンス推進のための3ステップ

前記第2の調査結果のとおり、多くの設問において取組を行っていない事業者団体が半数を超えており、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組は不十分な状況といわざるを得ない。また、取組を行っている事業者団体においても、必ずしもその取組内容が十分とはいえない、取組への意識も高いとはいえない状況にある。

とりわけ、事業者団体のシェア別、業種別、及び事務局の規模別のいずれの分析（前記第2の5）においても、本来一層の取組が必要とされるシェアの高い事業者団体やこれまで独占禁止法違反事件が多く発生している業界の事業者団体でさえ不十分な取組状況となっており、そのような事業者団体においては、独占禁止法コンプライアンスに関する取組の強化が喫緊の課題となっているともいえる。

独占禁止法コンプライアンスの取組を行っていない事業者団体だけでなく、何らかの取組を行っている事業者団体においても、必ずしも取組の内容が十分とはいえないことから、独占禁止法違反を未然に防止するために、前者においては、まずは次の3ステップの順に従つて取組を始めることが必要である。また、後者においても、次の3ステップを参考に現状の課題を明らかにし、更なる取組を推進・強化することが望まれる。

各ステップにおける取組については、本調査で得られた取組例も参考とされたい（後記4参照）。

ステップ1：意識改革

→事業者団体の代表者等による独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信

事業者団体の代表者から団体役職員及び構成事業者に向けて、独占禁止法コンプライアンスの重要性を発信し、事業者団体の活動に独占禁止法上の固有のリスクがあること等を団体役職員及び構成事業者に認識してもらう。

なお、独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信は、事業者団体の代表者に限られず、常勤役員等の実質的な事務局の代表者が行うことも望まれる。

これにより、団体役職員と構成事業者が一丸となって独占禁止法コンプライアンスの取組を推進するための土壌を築くことが可能となる。

ステップ2：課題の把握

→構成事業者等による独占禁止法コンプライアンスの取組の情報収集

構成事業者や他の事業者団体がどのような方法により独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいるか情報収集を行い、これにより自らが取り組むべき課題を明らかにする。

平成24年企業調査から、多くの企業において独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定や法務担当者・担当役員の設置等の取組が進んでいることが見受けられたが、これらは事業者団体においても必要な取組といえる。

取組を行っていない事業者団体においては、人員やノウハウの不足を理由とするものが少なくなかったが、構成事業者等の企業の取組を参考にすることで、人員やノウハウの面で効率的に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことが有効と考えられる。

また、何らかの独占禁止法コンプライアンスの取組をしている事業者団体においても、構成事業者等が実施している独占禁止法コンプライアンスの取組を把握することで、自らと構成事業者の双方における課題や参考となる取組が発見でき、現状の取組の更なる推進や構成事業者への支援につなげることが可能となる。

取組を行っている企業や事業者団体の中には、その内容をウェブサイトに公表しているものや書籍として刊行しているものもあり、また、公正取引委員会においても事業者団体からの相談事例や平成24年調査の報告書等をウェブサイトに公表していることから、これらの情報を併せて活用するとより効果的であると考えられる。

ステップ3：態勢の整備

→事業者団体の活動実態に即した独占禁止法コンプライアンス態勢の構築と点検

ステップ2において情報収集を行った取組を参考とし、明らかとなった課題に対応した独占禁止法コンプライアンス態勢を構築し実施する。

構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を実効性のあるものとするためには、日頃の活動実態に即した内容とし、実施状況について点検を行うことが重要となる。また、構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を維持するためには、ステップ1及び2の内容も含めて繰り返しを行い、必要に応じて取組内容の見直しを行うことも重要である。取組内容の見直しについては、公正取引委員会が発信する情報や外部専門家の意見を取り入れながら改善を行うことも有効と考えられる。

4 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例

本調査において寄せられた有効と思われる取組例は後記(1)～(3)のとおりである。このうち、例えば、後記(1)アの「独占禁止法コンプライアンスに対する代表者等のコミットメント」は、ステップ1の意識改革のために必要であるばかりでなく、ステップ3の態勢の整備を継続的に進めていくための取組の一つでもあり、また、後記(1)イの「法務・コンプライアンス担当部署等の設置」以下の取組の中には、独占禁止法コンプライアンス態勢を構築する上で、複数のステップにおいて有効なコンポーネントになりうる取組もある。前記3の3ステップと併せて独占禁止法コンプライアンス態勢の整備のための参考とされたい。

(1) 団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例

独占禁止法違反を未然に防止するためには、団体役職員が日頃から独占禁止法コンプライアンスの知識と意識を有しておくとともに、独占禁止法コンプライアンスに関する情報収集・確認を行う態勢が整備されていることが重要といえる。

団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組の内容は、例えば独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定、独占禁止法研修の実施等、企業における

独占禁止法コンプライアンスにおいても一般的な取組であることから、構成事業者等の取組を参考にすること等により、人員やノウハウの面で効率的に行うことができると考えられる。

また、最近の事業者団体による独占禁止法違反事件の多くが地方組織において行われている状況を踏まえると、下部組織のある事業者団体においては、下部組織の取組状況を把握し、一体となって独占禁止法コンプライアンスの取組を進めることも重要となる。

取組例としては以下のとおりである。

ア 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者等のコミットメント

事業者団体の代表者等が自ら独占禁止法コンプライアンスに関与し、団体役職員及び会合等の事業者団体の活動に参加する構成事業者に対し、独占禁止法コンプライアンスの重要性を明確に、繰り返し発信することは、団体役職員及び構成事業者の独占禁止法コンプライアンスに対する意識を高める上で重要な取組である。

本調査によれば、発信の方法として、会合の場などにおける直接の発言のほか、事業者団体が発行する会報誌等の刊行物やインターネットにおける掲示等の文字情報による周知を行っている例が挙げられているが、いずれの方法においても定期的に繰り返し行なうことが有効である。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- コンプライアンスが重要であることを明確に、繰り返し周知することが大事であり、代表者（非常勤）が機会のある度に伝えている。また、事務局の代表である常勤役員においても内部ミーティング、研修等の際に同様のメッセージを伝えている。

イ 法務・コンプライアンス担当部署等の設置

事業者団体が法務・コンプライアンス担当部署を設置すること及び独占禁止法に関する担当者等を指名することは、団体役職員及び構成事業者の法務相談窓口の明確化につながるとともに、独占禁止法に関する知識や情報の集積を図ることができる重要な取組である。

また、法務・コンプライアンス担当部署等は単に設置するだけでなく、他の部署、委員会の活動に積極的に関与することが望まれる。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 法務担当者を決めて責任の所在を明確にしたことにより、独占禁止法に関する知識や情報の一元的な集積と管理が図れるようになり、構成事業者に対する、関連情報の提供を以前よりタイムリーに行えるようになった。

ウ 下部組織との連携

下部組織を有している事業者団体が、自らの下部組織における独占禁止法コンプライアンスの取組を把握し、必要に応じて関与し、下部組織を含め全体として取組を推進することは、最近の事業者団体による独占禁止法違反事件の多くが、団体の地方組織にお

いて行われている状況からも、独占禁止法違反を未然に防止する上で特に重要な取組といえる。

アンケート調査では、下部組織の取組について把握していないと回答している事業者団体が多かったが、上記の状況を踏まえると、独占禁止法関連情報の提供など情報の共有やマニュアルの作成の支援等の取組を進めることが望まれる。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 下部組織には単独で独占禁止法マニュアルを策定できる人員が不足していることなどから、当団体の作成したマニュアルを下部組織にも共有することとしたところ、問題意識も共有できたことにより、下部組織からその構成事業者への周知等がスムーズに行われるようになった。
- 下部組織のコンプライアンスに関する取組について、四半期ごとに報告を義務付けており、必要に応じて指導している。また、各下部組織の取組内容を取りまとめて、全体で共有することで、相互に取組内容を把握し、好事例を参考できるようにも努めている。

エ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

団体役職員が独占禁止法違反行為に関与することを未然に防止するためには、団体役職員が独占禁止法について理解していることが重要である。団体役職員が独占禁止法の知識を効率的に習得し、かつ、日頃から意識するためには、明文化した独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定することは重要な取組といえる。

特に、団体役職員として構成事業者からの出向者を受け入れている事業者団体においては、団体内における統一的・継続的な独占禁止法コンプライアンスの取組を行うための基礎資料として、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定しておくことが望まれる。

なお、アンケート調査票とともに参考として提出された独占禁止法コンプライアンス・マニュアルにおいては、会合等において構成事業者も参加することから、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの対象者として、団体役職員だけでなく構成事業者も含めているもの多かった。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- マニュアルの策定に当たっては、構成事業者が自社にて作成しているコンプライアンス・マニュアルや構成事業者が所属している他の事業者団体のコンプライアンス・マニュアルを参考にしたため、効率的に作成することができた。
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に当たっては、事務局と構成事業者が一体となって、留意すべき事項は何かを検討したため、事務局と構成事業者の双方にとって独占禁止法に対する認識が深まる機会となった。

また、現状において独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している事業者団体の課題として、「策定以降、見直しを行っていない。」、「役職員等に理解しやすい内容になっているか検証ができていない。」といった回答が寄せられたが、このような課題への取組例としては以下の回答が得られた。

- 作成したマニュアルの内容に基づいて団体活動を実施するために、マニュアルの附属資料として、活動ごとに気を付けるべきチェックシートを作成した。
- 教科書的な文章だけのマニュアルでは十分に理解されるか懸念があったため、具体的な事例を加えたQ&A集を追加した。
- 他の事業者団体が懸念した内容は、当団体においても同様であることが多いため、公正取引委員会が公表している相談事例集における事業者団体の相談・回答をマニュアルに記載した。

なお、本調査において提出された独占禁止法コンプライアンス・マニュアルに記載されている項目等から、記載すべきと考えられる項目としては以下のものが挙げられる。

【独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの記載項目例】

- ① 独占禁止法の概要
- ② 独占禁止法コンプライアンスの体制について
- ③ 団体が行っている全ての活動に際しての独占禁止法上の禁止事項について
- ④ 独占禁止法の遵守に係る構成事業者が参加する会合の運営方法について
- ⑤ 統計業務における独占禁止法の遵守について
- ⑥ 自主規制等の活動における独占禁止法の遵守について
- ⑦ 自主認証・認定等の活動における独占禁止法の遵守について
- ⑧ 経営指導における独占禁止法の遵守について
- ⑨ 共同事業における独占禁止法の遵守について
- ⑩ 独占禁止法の遵守に係る研修の実施について
- ⑪ 独占禁止法の遵守に係る役職員の懲戒等について
- ⑫ 独占禁止法の遵守に係る監査の実施について

オ 独占禁止法研修の実施

団体役職員が独占禁止法違反行為に関与することを未然に防止するためには、独占禁止法に関する知識の充実が必要不可欠であることから、団体役職員が理解しやすいよう、団体の事業活動の実態を踏まえた具体的、実践的な内容の研修を行うことは重要な取組である。回答の中には、研修を実施している事業者団体であっても「定期的な開催には至っていない。」、「短期間で異動する出向者に対する研修の不足」等の課題が挙げられた。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 全団体役職員に対して原則年1回の研修の受講を義務付けるとともに、団体役職員の階層別研修のカリキュラムの一つとしても研修を組み込んでいる。また、構成事業者からの出向者の異動があった場合は個別に研修を実施している。
- 確実に団体役職員に対する研修を実施するため、担当部門は、年度当初に具体的な期日・対象者等を記載した研修計画を定めている。また、職員が実際に研修を受講しているか確認している。

カ 法務相談体制の整備

事業者団体が、独占禁止法に関して相談できる法務相談体制を整備することは、違反行為の未然防止と、その相談内容が独占禁止法に抵触するおそれがあると判断したときは当該行為をやめさせることなどを通じて違反行為の早期発見にもつながることから重要な取組である。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 構成事業者が有する製造設備の改修時期について、顧客の需要に対応できなくなる事態を回避するために調整してはどうかという提案・相談が構成事業者から寄せられたが、独占禁止法の観点から好ましくないとの理由からやめることになった。
- 法律相談窓口を設け、相談が寄せられたことにより、団体の取組そのものを大幅に見直す良いきっかけとなった。

キ 懲戒ルールの整備

本調査では、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されていると回答した事業者団体は全体の約2%にとどまっているが、独占禁止法違反行為に関与した場合には懲戒の対象となることを、規程において明確にするなど懲戒ルールを整備することは、独占禁止法違反行為への誘引の抑止につながり、独占禁止法違反の未然防止のために重要な取組である。

また、団体役職員の関与には、当該職員が自ら主導した場合のみならず、例えば、会合の場において、構成事業者がカルテル等の話合いを行っていたにもかかわらず、これを看過したり、役員等に対して必要な報告を行っていなかったりする場合も含まれること等も例示するといった工夫も必要である。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 独占禁止法違反に関与した場合には懲戒の対象となることを規程において定めているだけでなく、独占禁止法に関する研修の機会に合わせて、周知することにより、コンプライアンス意識を向上させるよう工夫している。

ク 独占禁止法監査の実施

事業者団体が、独占禁止法監査を実施することは、違反行為の未然防止と早期発見につながるため重要な取組である。また、監査の実効性を高めるためには、定期的に継続して実施されることが望まれる。

現状において独占禁止法監査を行っていると回答した事業者団体に行ったヒアリング調査においては、実施している監査の内容は、議事録の確認にとどまる事業者団体が多くかった。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 他の組織から独立した監査部がコンプライアンスの監査も所管し、定期的に決裁文書等の書類の確認、書類の保存が適正かどうか確認するだけでなく、担当者に対するヒアリング、職員の外部メールチェックも行っている。

ケ 内部通報制度の整備

本調査においては、「内部通報窓口を整備する必要性を感じない。」との回答が多くみられたが、内部通報制度を整備することは、違反行為の未然防止と早期発見にもつながるため重要な取組である。また、内部通報の窓口は整備するだけでなく、利用しやすい環境を整える必要がある。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 内部通報窓口の設置を検討した際に、通報者が利用しやすいのは内部窓口か外部窓口かのどちらであるかを議論したところ、どちらとも言い難いとの結論に至ったことから、コンプライアンス統括部署を内部通報窓口として設置するとともに法律事務所にも通報窓口を設置した。
- 職員が安心して利用できるようにするために、通報者名の秘匿、報告者への不利益な処遇が行われないことの保証及び不利益な処遇を受けた場合の相談窓口の設置を明記している。

(2) 事業者団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組例

事業者団体の具体的な活動の代表例として挙げられる統計業務（情報活動）、自主規制等、経営指導、共同事業については、種々の活動の中でも特に独占禁止法上の問題が生じないよう留意する必要があり、事業者団体ガイドラインにおいても、どのような活動が問題となるか等について示しているところである（参考資料1参照）。

これらの活動は、その態様いかんによっては、構成事業者間の競争を制限し、又は阻害するおそれが生じることから、以下の取組例等を参考に、独占禁止法コンプライアンスの取組を推進することが望まれる。

また、これらの事業者団体の活動に際して、構成事業者が参加する会合が開催されるところ、会合の運営についても同様の観点からの取組の推進が望まれる。

なお、本調査において回答母数が少なく、参考となる取組例が寄せられなかった項目に

については、当委員会が毎年公表している相談事例集において参考となると思われる事例を掲載しているため、そちらも併せて参照されたい（相談の概要については参考資料2参照）。

ア 会合の運営

事業者団体における会合は、構成事業者が接触する「場」であり、独占禁止法違反行為が生じるリスクを伴う活動であることから、その運営に当たっては、あらかじめルール等を定めて明文化しておき、団体役職員及び構成事業者にその内容が周知徹底されていることは重要な取組である。

本調査における回答などから、あらかじめ定めておくべきルールとしては、以下のものが例として挙げられる。

- ① 独占禁止法コンプライアンスへの意識付けを行うために、会合の開会時に必ず独占禁止法違反行為を行わないよう宣言する。
- ② 会合において独占禁止法違反行為につながるような事態が生じないよう、事業者団体役職員の出席を義務付ける。
- ③ 構成事業者の営業業務に携わる者はいかなる会合にも出席させないなど、出席可能な者の範囲を定める。
- ④ 価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等、重要な競争手段に関する事項に触れることをあらかじめ禁止し、当該事項に係る話題が出た場合には直ちに会合を中止するとともに、その旨を事業者団体の代表者及び出席していた構成事業者に通知する。
- ⑤ あらかじめ会合で使用する議題、資料等について団体役職員が必ず確認する。
- ⑥ 会合の議事録を作成し、保管する。

なお、独占禁止法コンプライアンスとの関係で注意を払うべき会合には、いわゆる事業者団体の委員会、ワーキングループといった活動以外にゴルフコンペ、懇親会等を含むことを明記することが重要である。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 会合が終わった後に、構成事業者のみが会議室に残って情報交換等を行わないよう、会議室から全員が退席したことを確認してから団体役職員は退室している。
- 構成事業者が参加する懇親会の席上においては、団体役職員は独占禁止法コンプライアンスの監視役として意識的に適度な位置で分散して座り、適宜移動して、独占禁止法コンプライアンス上問題となる発言や話題が出ていないか気を配っている。
- 会合には団体役職員が出席して、コンプライアンス上の問題が生じないよう出席者の発言等を注意している。やむを得ず団体役職員が出席できない場合は、議事内容を録音することを定めており、団体役職員が事後にその内容を確認している。
- 事業者団体の会合の場を利用して独占禁止法違反が行われないようにするために、会

議室等を提供する場合は、独占禁止法に違反するおそれのあるような情報交換等は行わない旨の誓約書の提出を徹底している。

イ 統計業務¹⁷

統計業務は、アンケート調査の結果においても半数を超える事業者団体が「①行っている。」と回答している。事業者団体が客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確に捉えて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであるが、競争関係にある構成事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等の重要な競争手段の具体的な内容について、構成事業者間での予測を可能にするような効果を生じせしめる場合、このような活動は、独占禁止法違反となるおそれがあることとなり、このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解、若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として違反となる。

したがって、情報活動を行うに際して、統計業務における構成事業者個社のデータや集計結果の取扱いの方法等について、あらかじめルール等を定めて明文化しておき、団体役職員及び構成事業者にその内容を周知徹底されていることは重要な取組である。

本調査における回答などから、あらかじめ定めておくべきルールとしては、以下のものが挙げられる。

- ① 統計業務に携わる者を限定する。
- ② アクセス制限を行うなど情報管理を徹底する。
- ③ パスワードを定期的に変更する。
- ④ 収集した情報の取扱い(保存・廃棄)について定める。
- ⑤ 構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に関する内容の情報の作成・提供を禁止する。
- ⑥ 他の構成事業者に関する情報の提供を禁止する。
- ⑦ 統計データを顧客・需要者を含め広く提供する。
- ⑧ 構成事業者によるデータの提供は任意であり、強制ではないことを明確にする。

なお、本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 統計業務を第三者機関に委託し、第三者機関から概括的な統計情報のみの提供を受けることにした。その結果、構成事業者から安心して情報提供できるようになったと感謝する意見が寄せられただけでなく、集計の正確化・迅速化における効果も認められた。
- 個社データの収集については、拡散や転送を防ぐため、構成事業者から担当者への個社データの提出をFAXで行うこととしており、統計処理についてはネット接続の

¹⁷ 事業者団体ガイドライン（参考資料1）の第2「9 情報活動」を参照。

ないパソコンを用意して当該パソコンで作業している。

- 統計業務に従事する担当者に対しては、特に厳格に情報の管理、情報の提供時における慎重な取扱いを行わせる必要があるため、定められた統計ルールに反した場合は懲戒の対象になることを明記した誓約書の提出を求めている。これにより担当者の意識も高くなっている。
- 職員には数年で出向元に戻る出向者がいることから、団体活動の中で事業者から個々に収集した情報を流出させないために、団体退職後も含め、データ等の秘密情報を漏洩しないことを定めた秘密保持誓約書を提出させている。
- 統計に関する会合は、特に独占禁止法上問題がないかを重点的に確認する必要があるとの考えに基づき、資料・議事録について顧問弁護士のチェックを受けることとしている。
- 当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査を行った結果、個社データの取扱いについて見直すとともに、独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう、真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。

ウ　自主規制等、自主認証・認定等の取組

アンケート調査において、自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせること等を内容とする自主規制等を行っていると回答した事業者団体は全体の3割弱にとどまり、そのうち、自主的な基準・規約等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせること等を内容とする自主認証・認定等を行っている事業者団体は約4割（全体の約1割）にすぎなかった。

本調査において自主規制等、自主認証・認定等の活動を行っている事業者団体は少なかったが、活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務の開発・供給や営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合もあるため¹⁸、事業者団体が当該活動を行うに当たっては留意が必要である。

事業者団体ガイドラインにおいては、自主規制等の競争阻害性の有無について、

- (ア) 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか
 - (イ) 事業者間で不当に差別的なものではないか
- の判断基準に照らし、
- (ウ) 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のもの

か

¹⁸ 自主規制等、自主認証・認定等の活動により、市場における競争を実質的に制限することがあれば独占禁止法違反となる。

の要素を勘案しつつ判断することとしている。

自主認証・認定等に係る判断については、これに加え、以下の2点を考慮することとしている。

- (ア) 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主認証・認定等の利用を構成事業者に強制することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。
- (イ) 事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況¹⁹において、事業者団体が特定の事業者による自主認証・認定等の利用について正当な理由なく制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあり、その利用については、非構成事業者を含めて開放されているべきである（なお、自主認証・認定等の活動に要する費用等として合理的な負担を非構成事業者等の利用者に求めることは問題とならない。）。

自主規制等、自主認証・認定等を行う事業者団体においては、これらの判断要素に留意し、関係する構成事業者からの意見聴取を行う等、実施に係るルール等を定めて明文化しておき、団体役職員及び構成事業者にその内容を周知徹底しておくことが重要である。

エ 経営指導

アンケート調査において、経営指導を行っていると回答した事業者団体は5.5%にすぎず、経営指導を行っている事業者団体は少なかったが、事業者団体が経営指導を行うに当たって、事業者の現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、違反となるおそれがあるので留意が必要である。経営指導を行っている事業者団体においては、これらの点に留意し、実施に係るルール等を定めて明文化しておき、団体役職員及び構成事業者にその内容を周知徹底しておくことが重要である。

オ 共同事業

アンケート調査において、何らかの共同事業を行っていると回答した事業者団体は約3割にとどまった。

共同事業には、単独では大企業に対抗できない中小企業者による法律に基づく協同組合が有効な競争単位を形成するために行う共同経済事業や事業者団体が構成事業者の本来の事業内容ではない社会文化活動等について行う共同事業等、競争促進的な効果を持つもの又は競争と直ちに関係のないものも多い。他方、共同事業は、その事業内容の範囲において事業者団体が単一の事業主体となって行う事業として市場における競争に影響を与え得るところであり、また、参加する個々の事業者の事業活動の制限につな

¹⁹ 「事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況」が生じ得る場合としては、例えば、構成事業者の市場シェアが極めて高い事業者団体が、行政指導を受ける等して、商品の品質についての自主認証・認定及び表示の事業を行い、これを需要者に積極的に宣伝しており、需要者にとって当該表示の有無が商品選択の重要な判断要素となっているような場合がある。

がるおそれもあるところであって、その内容、態様等によっては、独占禁止法上問題となる場合もある。独占禁止法上問題となるかの判断については、事業者団体ガイドラインにおいて、共同事業の内容、参加事業者の市場シェアの合計等及び事業の態様を判断要素として示している。

本調査において、研究開発等の技術的分野の活動は複数の事業者が参加するものであっても、独占禁止法上留意すべき事項はないと認識していると思われる事業者団体が多く見られた。

この点につき、複数の事業者が参加する共同研究開発等が直ちに問題となるわけではなく、競争促進的な効果を及ぼす場合も多いが、研究開発の共同化によって市場における競争が実質的に制限される場合もあり得ること、また、研究開発を共同化することは問題がない場合でも、共同研究開発の実施に伴う取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、共同研究開発の成果である技術の市場やその技術を利用した製品の市場における公正な競争を阻害するおそれのある場合も考えられる²⁰。

これらの点を留意し、共同事業を行っている事業者団体においては、構成事業者に共同事業の参加又は利用を強制しない等、実施に係るルール等を定めて明文化しておく、団体役職員及び構成事業者にその内容を周知徹底しておくことが重要である。

(3) 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組例

独占禁止法コンプライアンスへの取組は、事業者団体と構成事業者の双方において行われることが望ましいが、特に中小事業者の中には自ら独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことが体制的に困難である事業者も存在すると考えられる。

事業者団体が自ら独占禁止法違反を行わなくとも、構成事業者の一部が違反行為を行えば、業界全体に悪影響を及ぼしかねないことから、事業者団体において、構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援を行うことは重要な取組といえる。

本調査における構成事業者向け支援の内容は、企業と事業者団体とで共通する取組であることから、自らの団体における取組を参考にすること等により比較的容易に実施できるものと考えられる。取組例は以下のとおりである。

ア 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

- 構成事業者に中小事業者が多いところ、個々に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことは難しいため、団体において独占禁止法遵守マニュアルの雛形を作成し、これを参考に各社で作成するよう説明会を開催した。このような団体による構成事業者への支援は業界全体の発展にもつながるものと考えて取組をしている。
- 過去に業界で独占禁止法違反事件が発生したため、違反が繰り返されないように、コンプライアンス・マニュアルのモデル案を作成した。また、理解してもらう内容は、

²⁰ 「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月公表）が参考となる。

役職や担当部門によっても異なることから、別にして作成した。

イ 構成事業者向け独占禁止法研修の実施

- 独占禁止法に関する説明会を業界動向の説明会とセットにして開催するなど、参加者を増やすための工夫をしている。
- 団体の費用負担を少しでも抑える観点から、同業種の他の事業者団体と共同で研修会を開催している。これにより定期的な開催が可能となっている。
- 構成事業者向けの研修会に参加しなかった構成事業者に対し、使用した資料及びメモを送付している。

ウ 構成事業者向け法務相談体制の整備

- 構成事業者のほとんどが中小零細企業であり、構成事業者が単独で法務相談体制を整えることは難しい面もあるため、当団体において相談窓口を整えたところ、多数の相談が寄せられるようになった。

エ その他の構成事業者向け支援の取組

- 構成事業者が「してはならないこと」等を記載した「独占禁止法遵守カード」を作成、配布し、常時携行を促している。
- 構成事業者の中でも中小企業は大手企業と比べて情報収集力が不足していることから、情報収集力の低い中小企業側に目線を置いて、独占禁止法違反事件の報道発表資料等の関連情報は事務局が入手した段階で全構成事業者に情報提供する情報支援を行っている。

第4 調査結果の総括と公正取引委員会としての今後の対応

今般の調査結果から、多くの項目において独占禁止法コンプライアンスの取組を行っている事業者団体は半数に満たず、取り組んでいる事業者団体においても、その取組状況は必ずしも十分ではないといった実態が明らかとなった。

このような実態の背景としては、独占禁止法コンプライアンスの取組は構成事業者が主体となって対応すべき問題であると認識している事業者団体が多く、独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことへの意識が低いことなどが考えられる。

また、本調査の対象となった事業者団体は事務局員数が10名にも満たないものが大部分を占めており、企業における取組と比べて、各般の取組、とりわけ一定規模以上の人的リソースを必要とするような取組に支障があるという点についてやむを得ない側面もあるということも、取組が行われていないことの一つの理由と考えられる。

しかしながら、一たび独占禁止法違反が発生すれば、事業者団体であってもそのリスクは企業における場合と大きく変わることではなく、さらに、一般的に事業者団体の活動は、自ずと同業他社が一堂に会する場となることや、構成事業者の事業活動に何らかの制約を加える性格のものがあることなど、常に独占禁止法上の固有のリスクが内在することを踏まえると、今般の調査結果の取組状況では不十分といわざるを得ない。したがって、例えば、研修の実施等、人的リソース等が必要な取組に関しては複数の事業者団体による共同での取組や外部委託といった手法を用いるなど、規模や能力に応じて、可能なものから順次取組を行うことが望まれる。

特に、本調査結果では、シェアが高い事業者団体や過去に独占禁止法違反事件があった業界の事業者団体でさえも、独占禁止法コンプライアンスの取組が十分には行われていないことが明らかとなっており、このような事業者団体においては、早急に必要な取組を推進することが強く求められる。

昨今では、構成事業者においては独占禁止法コンプライアンスの取組が進んできており、独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいない事業者団体の活動に不用意に参加することにより独占禁止法違反に巻き込まれるおそれがあることから、活動への積極的な参加をためらう状況も見受けられるところ、このような構成事業者に安心して事業者団体の活動に参加してもらうことにより、事業者団体ひいては業界全体の健全な発展を期していくためにも事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組は急務となっているといえる。

公正取引委員会としては、独占禁止法の厳正な執行とともに未然防止の活動を車の両輪と捉え、未然防止の観点から本調査結果を事業者団体への警鐘と位置付け、今後も事業者団体からの相談への対応、本調査結果の説明会の開催などを通じて、事業者団体の独占禁止法コンプライアンスの整備について必要な後押しをしていく。